

平成 2 8 年

第 3 回西原村定例会会議録

平成 2 8 年 8 月 1 7 日

平成 2 8 年 8 月 2 2 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会 会 期 日 程 表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
8 月 1 7 日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開 会 ・ 会 期 の 決 定 ・ 諸 般 の 報 告 ・ 村 長 提 案 理 由 説 明 ・ 休 会 の 件 に つ い て ・ 全 員 協 議 会 ・ 常 任 委 員 会 	
8 月 1 8 日	木	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常 任 委 員 会 	
8 月 1 9 日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一 般 質 問 (2 名) ・ 議 案 審 議 (認 定 第 1 号 ~ 第 6 号 ・ 報 告 第 3 号) 	
8 月 2 0 日	土	休 会		
8 月 2 1 日	日	休 会		
8 月 2 2 日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議 案 審 議 (承 認 第 1 5 号 ~ 第 2 0 号 ・ 議 案 第 4 2 号 ~ 第 4 7 号 ・ 同 意 第 3 号) ・ 発 議 第 7 号 ・ 組 合 議 会 報 告 ・ 委 員 会 報 告 ・ 委 員 会 の 閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 に つ い て 	

提出議案等

(平成28年8月17日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|---|
| 認定第 1号 | 平成27年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2号 | 平成27年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3号 | 平成27年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 4号 | 平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 5号 | 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 6号 | 平成27年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 報告第 3号 | 平成27年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 承認第15号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第14号)西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第16号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第15号)工事請負契約の解除について」 |
| 承認第17号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第16号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」 |
| 承認第18号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第17号)平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第19号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第18号)災害等廃棄物処理の事務の委託について」 |

- 承認第 20 号 専決処分の報告及び承認について「(専第 19 号) 平成 28 年度西原村一般会計補正予算 (第 5 号) について」
- 議案第 42 号 西原村選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 議案第 43 号 平成 28 年度西原村一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 議案第 44 号 平成 28 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 45 号 平成 28 年度西原村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 46 号 平成 28 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 47 号 平成 28 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 同意第 3 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

(平成 28 年 8 月 19 日提出)

(一般質問)

1 番 西口義充君 2 番 田島敬一君

(平成 28 年 8 月 22 日提出)

(議員提出議案)

発議第 7 号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

目 次

第1号（8月17日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号・報告第3号・承認第15号～第20号・議案第42号～第47号・同意第3号）	5
日程第 5 休会の件について	14
散 会	14

第2号（8月19日）

議事日程第2号	15
応招議員氏名	16
出席議員氏名	17
事務局職員出席者	17
説明のため出席した者の職氏名	18
開 議	19
日程第 1 一般質問	19
（西口義充）	19
・被災者、高齢者の方々のための健康遊具の設置はできないか	
・一部損壊の方々のためのリフォーム助成はできないか	
（田島敬一）	25
・仮設住宅の環境整備について	
・被災地からの移転に際して、農業振興地域への引越しについて、個別的にできるだけ柔軟に農振地域から外して家を建てられやすくなるように、対応してはどうか	
・義援金の配布について	

日程第 2	認定第 1 号	平成 27 年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について	3 4
日程第 3	認定第 2 号	平成 27 年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4 8
日程第 4	認定第 3 号	平成 27 年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4 9
日程第 5	認定第 4 号	平成 27 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	5 0
日程第 6	認定第 5 号	平成 27 年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5 1
日程第 7	認定第 6 号	平成 27 年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について	5 3
日程第 8	報告第 3 号	平成 27 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5 5
散 会			5 7

第 3 号 (8 月 22 日)

議事日程第 3 号			5 9
応招議員氏名			6 1
出席議員氏名			6 2
事務局職員出席者			6 2
説明のため出席した者の職氏名			6 3
開 議			6 4
日程第 1	承認第 15 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 14 号) 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」	6 4
日程第 2	承認第 16 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 15 号) 工事請負契約の解除について」	6 5
日程第 3	承認第 17 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 16 号) 平成 28 年度西原村一般会計補正予算 (第 4 号) について」	6 9
日程第 4	承認第 18 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 17 号) 平成 28 年熊本地	

		震による災害被災者に対する西原村 村税等の減免に関する条例の一部を 改正する条例の制定について」 ……	7 1
日程第 5	承認第 1 9 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 1 8 号) 災害等廃棄物処理 の事務の委託について」 ……	7 3
日程第 6	承認第 2 0 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 1 9 号) 平成 2 8 年度西原 村一般会計補正予算 (第 5 号) につ いて」 ……	7 5
日程第 7	議案第 4 2 号	西原村選挙公報の発行に関する条例 の制定について ……	7 7
日程第 8	議案第 4 3 号	平成 2 8 年度西原村一般会計補正予 算 (第 6 号) について ……	8 0
日程第 9	議案第 4 4 号	平成 2 8 年度西原村国民健康保険特 別会計補正予算 (第 1 号) について ……	9 4
日程第 1 0	議案第 4 5 号	平成 2 8 年度西原村介護保険特別会 計補正予算 (第 1 号) について ……	9 7
日程第 1 1	議案第 4 6 号	平成 2 8 年度西原村後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 1 号) につい て ……	9 8
日程第 1 2	議案第 4 7 号	平成 2 8 年度西原村中央簡易水道事 業特別会計補正予算 (第 3 号) につ いて ……	9 9
日程第 1 3	同意第 3 号	西原村固定資産評価審査委員会委員 の選任につき同意を求めることに ついて ……	1 0 1
日程第 1 4	発議第 7 号	西原村議会委員会条例の一部を改正 する条例の制定について ……	1 0 2
日程第 1 5	組合議会報告	……	1 0 3
		・益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会	
日程第 1 6	委員会報告	……	1 0 5
日程第 1 7	委員会の閉会中の継続調査申し出について	……	1 0 5
閉 会		……	1 0 6
署 名		……	1 0 7

第 1 号 (8 月 1 7 日)

平成28年第3回西原村議会定例会会議録

平成28年8月17日、平成28年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年8月17日（水曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号・報告第3号・承認第15号～第20号・議案第42号～第47号・同意第3号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	坂 園 まゆみ 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	堀田直孝君
産業課長	海東義朗君
住民課長	佐藤光弘君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成28年第3回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、上野正博君、6番議員、山下一義君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、8月9日に行われました議会運営委員会で本日17日より22日までの6日間と決定しておりますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日17日より22日までの6日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として、議長から、会議規則第129条のただし書きの規定により、議員の派遣についてを報告します。

7月27日から29日かけて、中越地震で被災した長岡市山古志地域等を阿蘇郡市町村議長会で研修してきました。早期の住宅再建に向けて、長岡市が住民に提案した低コストで建設できるモデルハウス等を視察してきました。

8月1日には、町村議会正副議長研修会が熊本県市町村自治会館で開催され、京都大学こころの未来研究センター教授広井良典氏による「人口減少社会を希望に～グローバル化の先のローカル化～」についての講演が行われました。人口減少社会への移行は、おのおのの地域に根差した真の豊かさを実現していく大きな入り口であり、チャンスであるなどの説明を受けました。

また、8月5日に、阿蘇郡正副議長、常任委員長、議会運営委員長等の研修会がサンクラウン大阿蘇で開催され、熊本県町村議会議長会事務局長古家陽介氏による、第31次地方制度調査会の概要について、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」について講演が行われました。議会制度や議会運営のあり方等の説明を受けました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成28年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会は、9月が村長・村議選挙ということで、8月に開催をさせていただくものでございます。議員の皆様におかれましても、私にとりましても今議会が今期最後の定例会となりますが、議員の皆様におかれましては、4年間、ご指導とご協力を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

今期4年間は、当初から宗教問題が大きな難題でありました。公共育成牧場跡地の買収申し入れや灰床地区の民有地の買収などで、宗教団体の進出が懸念されましたが、多くの村民の熱意で西原村を守る会が発足し、住民パワーで進出を阻止しております。自然豊かな西原村を私たちはより安全で安心して暮らせる生活環境を後世に残さなければなりません。そのことは私も議員の皆様も共通した認識であり、努めであると信じています。しかし、13haの土地は残っており、今後も注視してまいりたいと考えています。

また、ことしの4月14日、16日に発生した熊本地震においては、過去に経験したことのない未曾有の被害をもたらしました。5名のとうとい命が犠牲となられ、負傷者も58名となり、人的被害と合わせ、住家の全壊が505棟、半壊以上が1,281棟で全体の45%となっています。特に断層帯の集落では、約8割から9割の家屋が解体せざるを得ない状況で、慰めの言葉を失うものでございます。今後は、ライフラインの早急な復旧はもちろんであります、生活基盤、社会基盤の確立と創造的復興に向け、議員各位と住民の皆さんとともに最大限の努力をしてまいりたいと考えています。

さて、本定例会は平成27年度の決算認定が主な議題であります、河上、上野両監査委員さんにおかれましては、それぞれの住家を解体しなくてはならないほどの被害を受けておられる中、慎重な審査をしていただき、その後の意見書作成まで大変ご苦労をおかけいたしました。お褒めの言葉は励みとして、ご指摘の言葉は今後の課題として、さらに充実した行財政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

議員各位におかれましても、今後ともご指導とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、選挙に出馬される議員の皆さん方の健闘をお祈り申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号、平成27年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成27年度の決算につきましては、穏やかな景気回復は続いていたものの、依然として厳しい経済状況にあった中、住民の皆さんのご理解とご協力、また議員各位のご指導、そして職員の懸命な努力が実り、財政的には良好な決算を行うことができました。最低限の予算で最大の効果を上げるべく、効率

的かつめり張りのきいた予算執行に努め、財政の健全化を意識した行財政運営に努めた結果によるものと確信をしております。国の社会資本整備総合交付金を活用した特定地区公園事業、道路改良事業、公営住宅長寿命化事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用したほ場整備事業、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用したプレミアム付商品券発行事業、地方創生関連事業等、さまざまな交付金を活用しながら、予算執行を図ってきたところであります。

積立基金については、大型事業による基金取り崩しを行ったことにより、今年度末の積立金残高は20億169万円で、前年度と比較しますと2億2,032万円の減となっております。

地方債発行額は2億7,720万円で、前年度と比較しますと1億10万円の増となり、平成26年度までは発行額を公債費の元金償還額以下に抑制してきた結果、ピーク時の平成15年度末には49億8,902万円の残高が、平成26年度末には22億7,371万円、ピーク時の45.6%となりましたが、特定地区公園事業等の大型事業による地方債発行額が元金償還額を超えたことにより、平成27年度末には23億1,739万円、ピーク時の46.4%で半分以下となっております。

平成27年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で44億6,187万2,667円、歳出では40億2,564万992円、歳入歳出差し引き残額4億3,623万1,675円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は3億475万675円となりました。

歳入の27.3%を占める地方交付税は12億1,763万円で、前年度と比べますと7,242万円、5.6%減少いたしました。これは基準財政需要額の減及び基準財政収入額の増によるものです。そのほか19%を占める村税は8億4,684万円で、村民税個人分、固定資産税、軽自動車税が増加し、村民税法人分や入湯税及びたばこ税が減少いたしました。前年度と比較しますと1.2%の増となっております。また、国庫支出金、村債等の増額により、7億2,922万円、19.5%の増額となりました。

歳出決算では、公債費が減少いたしました。主に普通建設事業費の増により、前年度と比べ6億5,329万円、19.4%の増額となりました。歳出の主なものとしたしましては、人件費6億9,983万円で、対前年度比1.1%、733万円の増となっております。主な要因としたしましては、非常勤職員報酬、共済組合負担金等の増によるものです。

扶助費としたしましては4億6,028万円で、対前年度比0.6%、280万円の増で、主な要因としたしましては、障害福祉サービス事業費、私立保育園運営費負担金、老人ホーム措置費の増等によるものです。

公債費は2億5,764万円で、対前年度比26.0%の減となっております。

物件費では3億8,362万円で、対前年度比16%、5,287万円の増となっております。

普通建設事業費におきましては、国の補助金等を活用し、道路新設改良事

業、ほ場整備事業、特定地区公園事業等を実施させていただきました。11億4,813万円で対前年度比118.4%、6億2,231万円の増となっております。うち補助事業等につきましては、6億1,898万円で対前年度比165.3%、3億8,567万円の増となっております。

決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を必要といたしますので、ご提案させていただきました。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第2号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額10億9,648万8,270円に対し、歳出総額10億7,318万364円で、歳入歳出差し引き残額2,330万7,906円でございます。

歳入におきましては、保険税調定額2億3,903万1,571円に対し、収入済額1億9,794万5,940円で、収納率は現年度95.9%、滞納繰越分で24.4%、全体で82.8%であり、収納率の前年比は2.1の増となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、国庫支出金3億1,130万8,663円、療養給付費等交付金2,615万5,948円、前期高齢者交付金1億3,066万1,218円、県支出金6,133万5,730円、共同事業交付金2億7,079万3,164円の交付があり、歳入総額の73%を占めております。また、一般会計からの法定繰入金は5,994万1,392円、繰越金3,005万5,330円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費の6億4,788万6,375円で歳出全体の60.4%を占めております。後期高齢者支援金につきましては、1億674万2,286円と前年度対比0.5%減、介護納付金につきましては4,767万428円で、前年度対比7.9%減、共同事業拠出金につきましては2億4,439万5,835円、対前年度比95.1%増の支出となっております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第3号、平成27年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額6億6,265万3,684円に対し、歳出総額6億2,264万2,819円で、歳入歳出差し引き残額4,001万865円でございます。

平成27年度末の人口7,040人に対し、65歳以上の人口は1,943人、高齢化率は27.6%、介護保険被保険者数は1,928人という状況にあります。平成28年3月末現在で323人が介護認定を受け、そのうち287人が介護サービスを受けております。

内訳といたしましては、在宅介護サービス194人、地域密着型サービス36人、施設介護サービス57人で、居宅介護サービスの利用率は、地域密着型サービスを含め、80.1%となっております。

歳入の主なものは、国・県・支払基金からの交付金が4億1,498万4,444円で、歳入総額の62.6%を占め、一般会計からの繰入金が9,069万780円で

13.7%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費 5 億9,213万3,571円で歳出総額の95.1%を占めております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第4号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額 1 億5,945万4,050円に対し、歳出総額 1 億5,631万7,095円で、歳入歳出差し引き残額313万6,955円でございます。

平成27年度末の人口7,040人に対し被保険者は1,049人でございます。

歳入につきましては、保険料現年度調定額3,907万700円に対し、収入済額 3,888万7,500円であり、公的年金からの特別徴収対象者が全体の80%を占めており、現年度収納率は99.9%となっております。

その他、歳入の主なものとしたしましては、療養給付費等繰入金が 1 億1,666万6,500円で、保険料収納額と合わせ、歳入総額の97.6%を占めております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億5,483万5,200円、内訳としたしましては保険料負担金3,897万9,700円、保険基盤安定負担金 2,322万1,100円、事務費負担金459万3,000円、療養給付費負担金8,804万1,400円等、後期高齢者医療連合納付金で、歳出全体の99.1%を占めております。また、後期高齢者の療養給付費の法定負担金につきましては、一般会計より繰り入れて拠出をしております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第5号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額8,369万2,326円に対し、歳出総額5,706万1,932円となり、歳入歳出差し引き額は2,663万394円でございます。

主な内容としたしましては、歳入では、水道事業収益の営業収益6,231万3,963円、繰越金2,046万817円、財産収入が 8 万3,386円。

歳出におきましては、人件費534万6,400円、電気料等光熱水費693万8,647円、委託料563万3,020円、企業債償還金2,306万9,532円などとなっております。

なお、水道料金の収入状況は、平成27年度決算時で収納率99.1%となっております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第6号、平成27年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

収益的収支におきましては、工業用水事業収益は1,992万7,107円で、前年度に比べ35万7,971円の増収となりました。

工業用事業費用におきましては、1,589万272円となり、前年度に比べ274万229円の増額となりました。

なお、剰余金につきましては868万5,230円です。当年度純利益は403万6,835円であります。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

報告第3号、平成27年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、この法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、村民に対し公表することが義務づけられております。

公表するのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率がありますが、全ての項目において健全化基準を満たしております。詳細につきましては、総務課長からご報告いたします。

承認第15号、専決処分の報告及び承認について「(専第14号)西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

この条例の改正につきましては、平成28年熊本地震に伴い、西原村の復旧・復興に従事するため、地方自治法第252条の17に基づき、他の自治体から西原村に派遣される職員に対して、災害派遣手当等を支給する必要があります。そのため、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、早急に施行する必要があります。そのため、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、6月30日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第16号、専決処分の報告及び承認について「(専第15号)工事請負契約の解除について」ご説明申し上げます。

今回の報告及び承認につきましては、平成28年第1回臨時会において議決をいただいた工事請負契約の締結、平成28年3月議会定例会において、工事請負変更契約の締結議決をいただいた鳥子工業団地第2調整池整備工事について、平成28年4月14日及び4月16日に発生しました熊本地震によりまして、工事の続行が不可能と判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、工事請負契約の解除を専決したものであります。同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

承認第17号、専決処分の報告及び承認について「(専第16号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」。

この補正予算は熊本地震に伴い、西原村の復旧・復興に従事するため、地方自治法第252条の17に基づき、他の自治体から西原村に派遣される職員に関する給与等の負担金や諸手当、民間住宅借上げに伴う諸経費等が急遽必

要であることから、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、6月30日付で専決処分をさせていただきました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,826万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,880万5,000円とするものでございます。

主なものについて申し上げますと、歳入では、地方交付税1億5,060万8,000円の増額補正、基金繰入金3,765万2,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、地方自治法派遣職員給与等負担金1億5,340万4,000円、総務費の震災対策費1億8,826万円の増額補正等でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第18号、専決処分の報告及び承認について「(専第17号)平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

第2回の定例会において可決をしていただきました条例であります。当時、国民健康保険税につきましては、国の減免に関する財政支援基準が決まっておりました。その後、議会終了後、基準が示され、村民の税負担軽減を図るための措置で、本条例の一部を改正し、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月14日から適用する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、7月1日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長からご説明いたします。

承認第19号、専決処分の報告及び承認について「(専第18号)災害等廃棄物処理の事務の委託について」ご説明申し上げます。

この規約は、益城町のテクノ団地東側の県有地において行われる災害廃棄物の処理について、西原村と熊本県が協議を行い、委託に関する規約を作成し、廃棄物の処理に関する事務の管理及び執行を熊本県に委託するものであります。平成28年7月13日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、7月5日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

承認第20号、専決処分の報告及び承認について「(専第19号)平成28年度西原村一般会計補正予算(第5号)について」。

この補正は、熊本地震に伴う災害廃棄物の処理について、仮置き場の大量の木材を迅速かつ効率的に処理するため、木材を破砕し、チップ化を行うため、必要なグラウンドの舗装にかかわる費用が急遽必要であることから、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、7月25日付で補正予算の専決処分をさせていただきました。

した。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,366万5,000円とするものでございます。

主なものについて申し上げますと、歳入は、地方交付税194万4,000円の増額、衛生費国庫補助金243万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、衛生費の災害対策費486万円の増額補正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第42号、西原村選挙公報の発行に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、西原村の議会議員及び村長の選挙において発行する選挙公報に関し必要な事項を定める必要があるため、条例の制定をするものであります。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第43号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億977万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億8,344万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税2億5,817万2,000円、分担金及び負担金1,900万円、国庫支出金4億6,090万円、県支出金13億7,356万3,000円、繰入金2億2,544万9,000円、繰越金2億4,475万円、諸収入1,241万円、村債2億1,503万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、総務費の総務管理費の中で、基金費として1億5,300万円を財政調整基金に積み立てるために支出をいたします。また、震災対策費で6,377万6,000円の増額補正をお願いしております。

民生費の社会福祉費の中で、震災対策費として2,446万2,000円の増額補正、衛生費の保健衛生費の中で、震災対策費として6,193万8,000円を増額補正しております。

農林水産業費では、農業費の中の震災対策費で10億8,000万円を増額補正しております。

土木費の道路橋梁費では、震災対策費2,100万円を増額補正、教育費の小学校費の中で、震災対策費1,862万5,000円を増額補正しております。

災害対策費では、現年度農地等災害復旧費に6億6,079万2,000円、公共土木施設災害復旧費7億200万円を増額補正しております。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第44号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,026万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,699万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成27年度決算に伴う繰越金2,330万6,000円、過年度分療養給付費交付金657万9,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費に150万円の増額補正、予備費に2,894万2,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第45号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,593万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,595万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金92万7,000円の増額補正、平成27年度の決算に伴う繰越金3,501万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費に171万1,000円の増額補正、地域支援事業費に37万4,000円の増額補正、諸支出金に618万9,000円の増額補正、予備費に2,766万3,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第46号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,014万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成27年度決算に伴う繰越金313万5,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金22万8,000円の増額補正、予備費に290万7,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第47号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ368万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,851万1,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、今回の熊本地震によります断水及び飲用不可給水によります水道料免除（1期分）1,000万

円の減額補正、繰越金の553万円の増額。

歳出につきましては、営業費用・業務費により、県道堂園小森線水道管布設工事費の700万円の減額補正、予備費を197万5,000円の増額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の丹波篤氏が10月31日で任期満了となりますので、引き続き委員をお願いしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、認定6件、報告1件、承認6件、議案6件、同意1件、合計20件でございます。議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をいただき、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日18日と20日から21日までの本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、明日18日と20日から21日までを休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は8月19日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時46分 散会

第 2 号 (8 月 1 9 日)

平成28年第3回西原村議会定例会会議録

平成28年8月19日、平成28年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年8月19日（金曜日） 議事日程第2号

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 認定第 1号 | 平成27年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 2号 | 平成27年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 3号 | 平成27年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 4号 | 平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 5号 | 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 6号 | 平成27年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 報告第 3号 | 平成27年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	坂 園 まゆみ 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	堀田直孝君
産業課長	海東義朗君
住民課長	佐藤光弘君
保育園長	園田久美代君
代表監査委員	河上勝彦君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、8月9日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの40分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、40分以内と決定します。

受領番号1番、4番議員、西口義充君、件数2件、発言を許します。

（4番議員 西口義充君 登壇 質問）

○4番議員（西口義充君）4番議員、西口です。

震災から4カ月が過ぎましたが、改めて亡くなりました5名の皆様方に深く哀悼の意をあらわしますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の地震においては、県内各地、当村も家屋の倒壊や道路の破損、村の美しい景観も一瞬にして失われました。その傷ついた姿は今も多くの人々に悲しみと不安を与えています。村民の皆様方の一日も早い復興のため、全力で議会、行政が一体となって取り組み、被災された方々の生活再建とともに、皆様の心の中にある震災前の雄姿を取り戻すべく、取り組んでいかなければいけないと考えております。

ところで、今回の質問、被災者、高齢者の方々のための健康遊具の設置はできないかということで質問をさせていただきます。

今後、仮設住宅では、年間、もしかしたらそれ以上の生活が続くのではないかと考えています。今までの生活と違い、環境も変わり、狭い部屋の中での生活で、今後のことを考えての不安とストレス等で心の病が出てくるのではないかととても心配をしております。昼間、働きに出かける人にとっては少しでも心の置き場も変わってくると思われませんが、家の中での生活が多くなる人や余り接しない人にとっては心身ともに落ち込んでくるのではないかと心配をしております。みんなの家での交流の場として、そこで話し合いと励まし合いとか助け合いをされると思いますが、やはり少しでも体を動かす機会を与えること、つくること健康面でも大きな助けになると確信をしております。

今回、質問するに当たりまして、何かいい手助けはないかと考えておりました。たまたまテレビを見ておりましたら、健康遊具を使うことで体の調

子がよくなったり、この場が皆様、年配方の交流の場となって大変助かっている様子を報道で伝えておりました。今、この健康ブームということでお年寄りの方も、またこの遊具が非常に活用されているというようなことでございます。

私がとても心配していることは、特に年配の方々、今まで西原村を支えてこられた方々でもあります。被災者生活も今は始まったばかりですが、心のケア、体のケアも考えていってもいいのではないかと考えております。この健康器具、余り高い品物でもないと思っております。1基十数万円ぐらいで5基据えても100万円かからない商品でもあるわけです。余り場所も広くとることもないと思っております。皆様が楽しんで使われて、健康面でもプラスになるならば医療費等も助かるのではないかと考えています。そういうことで今回、皆様の健康と健康維持にプラスになると思い、質問させていただきます。よろしく申し上げます、村長。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

被災者の高齢者の方々のための健康遊具の設置はできないかということでございます。その中で仮設住宅のみんなの広場並びに散歩道等において住民の健康、体力維持のために整備が必要ではないかと。また、交流の場としての施設として活用できるのではないかとという質問でございます。

議員ご承知のとおり、今回の地震、私どもの村に4月14日に震度6弱、そしてまた、28時間後の16日に震度7という本当に激しい地震が発生をいたしました。5名のとうとい命が亡くなられて、そして58名の負傷者の方が負傷されました。そしてまた、特に今回、家屋の倒壊が多うございまして、全半壊が1,281棟ということでございます。これは西原村の住家の46%を占めておるということでございまして、これは村全体で46%でありますけれども、この断層帯に限っていえば8割から9割の住家がそういった状況であるということでございまして、多くの方が住む家をなくされたということでございます。本当に気の毒で慰めの言葉も見当たらないような状況でございます。

そういった方々、すぐさま避難所に入られました。震災当時、うちの人口7,000人のうち約4,000名近くの方が避難所ということでございます。それぞれ公設の避難所6カ所設置いたしましたけれども、車中での避難とか多くございまして、最初の1回目の食事、おにぎりを与えることができませんでした。4,000個のおにぎりもつくることができませんでした。村民全ての方が被災者ということで、役場の職員が幾ら頑張っても4,000個のおにぎりがつくられないということで、年配の方あるいは子どもさんだけしか与えることができませんでした。水はというと、震災前は水は西原村は湧水があるから大丈夫という思いがございました。ところがその湧水も濁ったりあるいは

枯れたりして水がないという状況で、最初は本当に戸惑いを感じました。

私どもも寝なしで何日も役場におりました。職員も寝なしということで、24時間体制で役場において、本当に職員も顔が青ざめて本当につらい思いをして、我が家のことは振り返る暇もなく、この震災に当たってまいりました。病気にかかった職員もおります。もう顔色を見ると病気になるという寸前の職員もいて、夕方、見るに見かねて、「おまえ帰れ。」と言っても、「いいです。みんなが頑張っているから頑張ります。」というような話でもございました。しかしながら顔を見ればこれは病気になると思い、「命令だから帰れ。」と言っても、次に返ってきた言葉が「帰る家がございます。」ということでございまして、本当につらい毎日であったということでございます。

そういう方々が今、被災された方が避難所から仮設住宅に入っておられます。302名の方がくじを引かれましたけれども、まだ数戸だけはちょっとあいておりますけれども、まだまだ今から申し込む方がまだあると思います。そういった方が今仮設住宅に入所されておりますけれども、今からまたこの長い仮設住宅での避難生活が続きますが、議員の今質問でありますように、震災前のように仕事やほかの方々との交流あるいは地域活動への参加の機会等が十分に見出すこともできず、生きがいを失われる方も多いと思います。これからこのような方々の生きがいを後押しする仕組みも重要であるというふうに認識をしております。また、地域活動等への参加をきっかけとして、仮設住宅における孤立化の防止、自立的な健康づくりを進めながら、被災者の心身のケアを進めていくことも重要であるというふうに考えております。

仮設住宅の生活は体を動かす機会も少なく、特に高齢者の場合には筋力の低下や関節がかたくなるなど、これまでの生活に比べて課題があると思っております。そのためにも積極的に体を動かす何らかの仕掛けが必要であるというふうに思っております。

このような中にありまして、今、各大学の学生ボランティアによりまして、仮設住宅の住環境の改善をテーマに活動を行っていただいております。この活動の中で入居者の方々の健康維持についての意見を聞きながら、健康遊具の設置等の具体的な提案があれば採用し、検討、相談しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

また、談話室の集会施設、そして交流スペースの利用方法等は、今後、団地ごとの入居者の方々でその運営方法を決めていただくこととしております。その協議の場を通してお年寄りや子どもたちの憩いの場として活用してもらいたいというふうに思っております。

それから交流の場としての施設として活用できることはないかということでございますけれども、避難所と比べて仮設住宅での孤立した生活環境は、心の健康問題の誘因にもなり得ます。この被災者の孤立防止について見守り

活動とともに仮設住宅の集会所等を利用したサロン活動や介護予防等に関する教室を行う予定であります。ご提案の健康遊具はこのような活動の中で、また入居される方々の自主的な活動の中で、交流の場の施設として活用されると思っております。

確かに健康器具の必要性も十分理解しております。そういったことで、それはそれとして今後検討してまいります。病は気からと申しますように、入居者の皆さんが一応入居期間は2年となっておりますが、もう少しここに入居させてほしいと申される方もおられると思います。しかしながら、いずれは退去しなくてはならないことで、その多くの方が退去時期を迎えたときに生活拠点をどうするかということで、かなり悩まれると思います。結局、高齢者、70歳、80歳の方あるいはご夫婦の方が、やがて仮設住宅を出なくちゃならないとされたときに、家を建てるには、ほとんどの家はなくされておられますので、家を建てるにも資金力もない、ローンも組めない。じゃ、子どもが家を建てているのでそこらに行くかとしたときに、子どもから歓迎もされないだろうと、今行って心配するよりかは2人で暮らそうかという方々も多くあられるんじゃないかなというふうに思います。アパートに入っても年金暮らしでどうやって生活するかということで、ご夫婦はご夫婦なりに悩まれるんじゃないかなというふうに思います。やはりそういった方々に対し、何かを手だてしてあげねばならないというふうに思います。

村は村で約400億円の被害総額もございます。しかしながら、村民の方が生活する場所がないということであれば、この前、新聞にも出ささせていただきましたけれども、安い価格で入居できるような復興住宅でもつくって、そういった方々に住んでいただくなればというふうに思います。しかし、その中でもやはり心のケアはしなくちゃならないということで、1日1回は憩いの場所をつくってやって、その場所で食事の提供も安い価格で必要ならばというふうな思いで、この前、数名の記者の方がおられましたので、今後の復興についてどう考えているかということで、その中で話をさせていただきました。

やはりそういったことを今わかって仮設住宅に入っている方々にそのことを知らせることで、その後の仮設住宅を出た後のことで悩まれる方が安心して仮設住宅で暮らせることができるんじゃないかなと思います。やはり一番は住むところがないということで、まず住むところをしっかりと、心の健康をまずしていただいて、その後のことを安心して暮らせるようにしてやるのが我々の務めであるというふうに思っておりますので、体の健康もちろん大事でございます。心の健康も大事でございます。先ほど言いましたように病は気からと言います。そういったことで安心すれば、さらに元気を出していただいて仮設住宅で送っていただければというふうに思っております。以上でございます。

○4 番議員（西口義充君）ありがとうございます。

村長も日ごろから村民のことを第一に考えての行動をされておりますし、非常に私も信頼しておりますし、頼もしく思っているところでございます。村長がそれだけ住民第一というのをいつも言われておりますとおり、今後のことも考えられて、この健康器具のこともその時期があればつけていただけるんじゃないかと思っております。

次は、一部損壊の方々のためのリフォーム助成はできないかというようなことで、少しだけ質問をさせていただきます。

今回の熊本地震で全ての人が被災に遭われたのではないかと思っております。その中で全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊と区割りがあったわけですが、今回の一部損壊の中で評価された方々が非常に何らかの助成はできないかということたびたびお話をされます。私たちにとりましても、できるなら何らかの見舞いがあってもいいんじゃないかなというお話しはしますけれども、それ以上のことは我々が言えるわけがございません。

今回の判定で一部損壊の点数のつけ方が非常にわかりにくいという住民の方が多くございます。いろいろなお話がされまして、「お隣はうちよりも壊れていないのに半壊ですもんね。」と言ってこられます。「どこが違う、いや、あそこは中だけで半壊なんですよね、外はどうもしていない。うちを見てくださいよ、家は割れているし、どこで判定が狂うんですかね。」というようなことで、非常に我々も相談を受けても非常に困っているわけで、我々は「それは専門の方のやることでございまして、我々がすることではございませんので、どうしても不満があるならもう一回査定をお願いしたらどうですか。」と言うまでしかできません。そういう方々が西原村もたくさんおられますし、何らかの運動が起きてくるのではないかなという思いもあります。

それで、半壊の方でも四、五百万、うちも大体それぐらいかかりました。一部損壊の方も何百万とお金がかかるわけでございます。その中でやはり村としての見舞金はありませんけれども、一部損壊の方でも何らかの見舞金というか、一部住宅の修理が57万6,000円ありますけれども、そういう何か助成ができるように国に働きかけることはできないかというように思っております。我々一議員でそれができるわけがございませんし、村のトップの村長としてそこら辺をもう一回お話しいただいて、その一部損壊の方々への何らかの支援ができるならばと思い、今回質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）一部損壊の方々のためのリフォーム助成はできないかということでございます。

先ほど言いましたように、今回の地震、震度7ということでマグニチュード7.3、震度7までしかはかれませんので、一番最高のクラスの大地震とい

うことで、私どもの村も本当に村内全域が被災地となりました。今、統計上とっておりますのが8月11日現在でございますけれども、全壊が505棟、大規模半壊・半壊が776棟で、一部損壊が1,550棟ございます。先ほど言いましたように半壊以上が46%を占めておりまして、かなりの被害が発生をしております。

罹災証明が必要な住家の被害認定調査も今は終わりに近づいておりますけれども、この調査で全壊、大規模半壊と判定された多くの住宅は解体を今進めております。新たに建て直す必要に迫られております。建て直すとすればかなりのお金が必要になります。多くの方が被災者生活支援金や災害義援金を申請されておりますが、建て直すための資金にはほど遠いような状況でもございます。

また、被害を受けた家を修理して住まわれる方も多く、半壊以上の方は住宅の応急修理制度の利用、先ほど言われましたように57万6,000円ですが、利用もできますが、被害の程度に比べ少額でありますけれども、支援金を含めても修理には到底及ばないということでございます。

そこで、一部損壊の方にも何らかの支援を行いたいという思いはございますが、被害の程度の区分の中で、全壊、大規模半壊、半壊を受けた方々の負担が大きいことを考えますと、今のところ現状の支援を行いたいというふうに思っております。

村のほうでは罹災手当金というのを出しております。ご存じのとおり1億6,400万円、予算を組ませていただいております。これは全て村の単費でもございます。先ほど言いましたように村もそれなりのかなりの大きな被害を受けております。400億円、激甚指定になっても1割、しかしながら、1割の村の手出しと2割の手出しと25%の手出しといろいろございますので、ただ単純に40億円ではございません。多分60億円ぐらい出す分なるんじゃないかなと思っております。400億円と申しますと10年分の予算でもございます。村もかなりの出費が必要となります。

今、罹災手当、これは西原村独自で一部損壊にも、よその町村ではあっておりませんが、村は1万円、そこで出しております。1万円と申しましても、今現在350件ほどありますので、申請が。それだけでも350万円、まだまだ今からふえてまいりますので、件数的に1,430件は全体的な罹災手当を受けられる方でございます。総額として今払っておるのだけでも1億3,200万円ぐらいでございます。そういったことで、これを村で独自でそういった方々にも支給できないかということでもありますけれども、これはある市が補助を出そうかとしたところ、周りの市町村からちょっと批判的なことがございました。やはりするならばするで全体で足並みをそろえようじゃないかと、手当を出すなら、自分のところだけいい顔をして出すんじゃないかと、みんな足並みをそろえようじゃないかという話もございました。そういった

ことで、これは今後もそれぞれの市町村あるいは近隣町村あたりとも相談しながら、そういったところにも多くは出せませんが、出すことも可能であるというふうに思っております。以上です。

○4番議員（西口義充君）ありがとうございます。

本当に村の出費も膨大な金額でございまして、みんなに平等に分け与えるというようなことは大変無理なことであるというようなことはわかっておりますけれども、やはり少しでも皆様の気持ちを考えると、こういう立場において質問はしていかなければいけないと。何らかの形で議会でも言ってくださいというようなお話でございました。そういうことで、今回、こういう質問をさせていただいたわけでございますけれども、やはり国のほうももう少し大きな目で、家の修理状況によって見積もり等を取りながらでも幾分かの支援があるならば、本当に皆さんの心の癒やしになるのかなと思いますけれども、なかなか国も今厳しいところでございますので無理かと思っておりますけれども、村からとして国に対しての要望も必要じゃないかと思っております。

今回は時間もありますけれども、これで質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（坂梨公介君）受領番号2番、10番議員、田島敬一君、件数3件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）おはようございます。田島敬一です。日本共産党です。

通告に沿いまして、3項目、一般質問をします。

4月14日、16日と震度7という最高震度を記録した熊本地震の西原村、甚大な被害をもたらしました。住宅災害に伴う罹災証明書の発行については、7月31日の時点では全壊449件、大規模半壊156件、半壊554件、一部損壊1,122件であります。そしてダムの水路の損傷や田畑の地割れ、カライモ貯蔵庫の損壊、牛舎の倒壊、また水源が埋もれてしまったとか、そういったことで農業の被害も甚大でございます。こういう未曾有の災害に対しまして、やはり従来の枠を乗り越えて全ての被災者の皆さんの声に応えていくということが今求められているところではないかと思っております。

これまで1985年の阪神・淡路大震災から2000年の鳥取県西部地震、それから東日本大震災など、ほぼ数年おきに大震災や大きな災害が起きております。そのたびに国などの支援は拡充されてきております。

その点で、まず第1点からです。

仮設住宅の環境整備についてです。

これについて、例えば部屋が狭いために戸棚の設置とか、くぎを打ったりして狭いスペースを有効に生かして住みやすいようにしたいということでやろうとすると、これは県からストップをかけられまして、くぎ1本打てない

というようなそういうようなことが入居当初のことにも書いてあったということでもありますけれども、そのようなことでこれはおかしいのではないかと、ということで、大規模改造ではなくてちょっと戸棚を設置するとか、またトイレをあけるとときにストッパーがあって、お年寄りが入ろうとするとドアノブにひっかかってなかなか入れないと。それを例えばよく見てみましたら、ストッパーを外したら十分にいいんじゃないかと、よく見てみますといういろいろございます。多少の改造、これらなんかは許されるのではないかと、というふうに思います。その辺が1点と。

それから、通告書にもいろいろ書いてありますけれども、時間の都合上、飛び飛びになりますけれども、例えば小さな子どもたちが遊んでいる脇を大きな子どもたちがローラースケートでびゅんびゅんと通り過ぎると。このようなことで、ミニで結構でございますから仮設の公園的なものを。多少質問がだぶりますけれども、そのような要求がございます。もともと総合運動公園をつくらうということでの用地だったわけで、今後の整備の見通しもつけておられたと思います。2年後あるいは三、四年後というふうに徐々に退去される方も出てくると思いますけれども、やはり公園的な要素を当初の構想どおりにやっていくためには、徐々に運動できるとか、毎朝でも今散歩に出ておられる方がふえてきておられます。ウォーキングするにはアスファルトはかた過ぎます。かといって砂利は余りではないかと。何らかの膝に衝撃が来ないような工夫が考えられないかということ。

あとは端折りまして、2回目の質問で行きたいと思っておりますけれども、次に多かったのが農作業に行ってきたりして、足を洗う水場が欲しいというようなこともございます。バス停が欲しいとか、県道に出るときに横断歩道や押しボタン式の信号とか、こういったものも必要ではないかというようなことで思っておりますけれども、まず、この1点についてお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） お答えをさせていただきます。

仮設住宅の整備環境についてということでございます。

私もこの前、全仮設住宅を回らせていただきました。住み心地はいかがでしょうとか、いろんなこととお話しして回りましたが、一番最初に言われたのは、少し狭いですねとか、暑いんですねとか申されましたけれども、そのお話をされた後、避難所に比べたら天国ですよとかいろんな話をいただきました。

今、議員が申されましたいろんな質問でございますけれども、くぎ1本打てないというような内容でございました。仮設住宅の改修整備の設置については、県からの通知では応急仮設住宅はリースまたは県の所有物でもございます。住宅の返還後には必要に応じて再利用を行うということで、改築、増

築はもちろんでございますけれども、外壁、屋根、床材に穴をあける、傷をつける行為は原則禁止をされております。外壁、屋根に穴をあけますと雨漏り等の原因になり、施工業者からも禁止するよう指示されております。しかし、室内については、容易に撤去可能あるいは現状維持が可能なものについては設置しても構わないということでございます。

それから先ほど西口議員のときにも言いましたが、現在、大学生の学生ボランティアが住環境改善のテーマで活動をしております。入居者の方で困っておられる方があれば相談していただければというふうに思っております。今後、県と連携し、具体的で良好な住まいの方法や工夫、アイデアがあればお知らせできればというふうに考えております。全部じゃなかったですね。

○10番議員（田島敬一君） 通告に書いてある内容で。

○村長（日置和彦君） 全部ですね。

○10番議員（田島敬一君） はい。

○村長（日置和彦君） 小さな子どもたちが遊んでいる脇を大きな子どもがローラーなどで通り過ぎる、安全のためのミニの仮設公園はできないかということでございますけれども、快適に安全な生活のためのルールづくり等は、そういった工夫は入居されている方でお話をしていただけないかなというふうに思っております。

ミニの仮設公園の設置は用地とか敷地の問題がございますので、現在の仮設団地での設置は不可能な状況ではないかというふうに思っております。談話室や集会所の活用または隣接するスペースを活用したルールに基づいた活動によりまして、子どもたちや高齢者を含め、仮設住宅の住民が集まって顔を合わせ、安全で楽しい交流の場ができると思いますので、入居されている方々でそういったところの取り決めとかは話し合いをしていただければと期待をしておるところでございます。

それからバスの便でございます。仮設待ち合いつきの停留所の設置、仮設住宅の南のほうにも臨時に大津木山便のバスが臨時に走っているが、臨時の停留所の設置の要望を産交にしてはどうかということでございます。

現在、熊本高森線の益城町杉堂付近で大規模ながけ崩れや道路の崩壊がありまして通行どめとなっております。開通の見通しも今の段階では見通しも立っていない状況で、大津町から益城町の産交バスは河原の秋田、土林付近で折り返し、役場下から農免道路を経由して益城町に今運行をしております。そういったことでありますので、仮設住宅の南の臨時の停留所の設置については、産交バスのほうに要望したいというふうに考えております。

それから押しボタン式の横断歩道を設置するように要求してはどうかということでございます。県道堂園小森線の南のほうには歩道が設置してございません。入居者の方は横断歩道のない道路の横断を余儀なくされているのが現状でございます。現在、国道57号が通行不能ということであり、南阿蘇へ

の迂回道路としても交通量が急激に増加しております。道路の横断はとても危険な状況となっております。

押しボタン式の横断歩道の設置は、交通事故の防止策として交通環境の危険性の解消を図るためにも、また高齢者の交通弱者の安全確保対策として必要であると考えておりますので、このことは既に大津警察のほうに要望を行っております。横断歩道はすぐできるということでありませけれども、それとあわせて車が出ていきますのでカーブミラーの設置、押しボタン式の信号も要望をしております。以上でございます。

○10番議員（田島敬一君）ありがとうございます。

いろいろと改善策、要望などをしておられるということで大変うれしく思っています。バスの停留所という点では、特に路線の運行に対して西原村が多額の助成をしているということでもありますので、これは一民間会社ということではなくて、やはりできるだけ有効利用ということではがめつく、いかにして利用度を高めるかということは、西原村が主体的に要求していいことでありまして、仮設の南のほうの農免道路を通っている臨時便ですけれども、これは仮設の方々のみならず、化粧塚とか、また高遊方面の方々もちょっと南へ行けば臨時バス路線に面しておりますので、何も役場から木山に行くのに河原のほうまで行って帰ってまたというふうなことでなくても、役場の近くでも、また乗り場があればより短時間で行けるというようなことで、ぜひ利用増という点ではがめつく働きかけていただきたいと思えます。

また、もともと総合運動公園の用地だったところに仮設住宅ということで、それは仮設住宅ということで有効に働いておりますけれども、あくまでも仮設でありまして、それからできるだけ自然な形で村民の健康づくりの場として移行していくためには、やはり徐々に何らかの運動をする、西口議員の質問とも重なりますけれども、重ねて私も要求していきたいと思えます。ということで1項目めを終わりたいと思えます。

次ですけれども、被災地からの移転です。

布田川活断層ということで、南西から北東にかけまして斜めに走っております。そういったところからの被災者が大変多く発生しておりまして、今、仮設住宅に入っておられる方々もどこに移転したらよいのかということで悩んでおられるのが一番だと思えます。そうしたときに農業振興地域への引っ越しということについて、従来のようにではなくて個別的にできるだけ柔軟に対処していただきまして、できるだけ建てられやすいように対応していただきたいと思えます。

その際、益城町では、ニュースでは復興計画を有識者を集めて年内にも計画を立てて、その計画に従って計画的にやっていくというようなことだろうと思えます。西原村の今回の議案にも復興計画に向けた予算が入っておりますけれども、その辺のところを考え合わせまして農振地域への引っ越し、こ

れについて柔軟な対応をお願いしたいと思いますが、これについてよろしく
お願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）被災地からの移転に際し、農業振興地域への引っ越しに
ついて、個別的にできるだけ柔軟に農振地域から外して家を建てられやすくな
るように対応してはどうかということでございます。

まず、質問事項の被災地から農業振興地域への移転について、個別的にで
きるだけ柔軟に農振地域から除外し、家を建てられやすくするように対応し
てはどうかということではありますが、熊本県におきましても、この事案に対
し柔軟な対応を行う方針にて、これまで年2回、5月と11月の2回しか個別
見直し除外にかかわる農業振興地域整備計画協議会を開催されておられません
でしたが、震災後は随時必要に応じて開催し、迅速な対応を行っておられま
す。

西原村におきましても、その方針を置きまして、多数の農業振興地の除外
の相談に対し、随時、村の農業振興整備計画協議会を開催しておるところで
もございます。また、農地転用を審議する農業委員会総会につきましても、
これまで2カ月に1回の開催頻度でありましたけれども、現在は多数の相談
に対応すべく毎月の開催としているところであります。このため、今回の議
会に毎月開催に向けた補正予算をお願いしているところでもございます。

また、県は柔軟な運用をして個人による移転について、住宅の倒壊や半壊
以上で解体し建て直しする場合等の必要条件にありますが、これまでの転用
しようとする土地の連続する2辺以上の農振白地に接している条件を、今回
は農振白地に1辺しか接していない農地についても認める方針に変更されて
おります。現在、幾つかの集落において集団移転の話し合いが持たれており
ますけれども、この住民の話し合いを踏まえた移転計画の策定、宅地造成及
び道路等の建設を行う場合、県は優良農地を分断することがなく、基盤整備
後8年未満等の重大な問題がなければ、基本的に認める方針であるというふ
うに伺っております。この場合、集落全体の住民の安全確保、農業振興等
のための土地利用の観点から、地域住民や市町村の意向を十分に踏まえて、県
としても市町村と計画策定の段階から協議し、積極的に関与していくとのこ
とであります。

また、東日本では、津波に襲われた土地を県が災害緑地として買い上げ、
その資金をもとに高台への移転、家の再建費用に充てるということでありま
すが、東日本で整備が行われている防災緑地は、津波からの多重防護の一環
として非常時の防災機能を主な目的として整備されているもので、福島県に
おいては、防災緑地計画ガイドラインに基づき11の地区で整備が進められて
おります。

西原村の場合、東日本の津波の被害とは違いまして、全戸が被災している

わけではございません。布田川活断層地帯の中でも多数とは言えませんが、一部損壊や半壊の住宅を修復され、現在も居住を続けておられるところもありますし、農地等も地元にありますので、自宅は安全なところに建てても機械・作業小屋については地元建てたいと思っておられる方々もおられるようでございます。

したがって、東日本の場合と違い、集落全体を災害危険区域として指定し、防災機能を持つ緑地として県に買い取っていただくことは大変厳しいというふうに思われます。村民の方々の住宅の再建は復興に向けての第一歩だと思っております。一刻も早い住宅の再建ができるよう、農振除外、農地転用については、県の方針に従い対応を農業振興地域整備促進協議会、農業委員会にお願いしたいというふうに考えております。

やはりそのことをしっかりと進めない限り、畑の真ん中に家を建てられ、農作業をする方が消毒もできない、堆肥も振ることもできないというようなことにならないように、農業は農業地として守っていかなければなりません。しかし、そこら辺は臨機応変に1辺でも村道、宅地等に隣接しておれば許可をしていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）ありがとうございました。

東日本大震災の場合は確かに津波ですので、被災したところは面的にその一帯がずっと家を建ててにはふさわしくないところになってしまったということで、西原村と違うというふうなことで言われました。確かにこの布田川活断層沿いの集落を見ましてもまだまだ家が残っていたり、納屋が残っていたり、またそこに住み続けられている方々も少数とはいえおられるということで、確かに面的には難しいかもわかりませんが、その点、私が申し上げたいのは、何らかの名目をつけて公共事業を取り入れてはどうかということでありまして、例えば阪神・淡路大震災のときには、淡路島に野島断層の記念館というのができまして、これは県がつくりまして、それを自治体に移管して今第三セクターで運営していると思えますけれども、そのような形で例えばここは活断層の典型的なところですよとか何らかのメモリアル、逆転の発想でこれが、西原村のせつかく布田川という全国的に有名になってしまいました。この布田川の活断層はここですよというようなことで選んで、面的にではなくて飛び飛びになるかもわかりませんが、そういった公共的な事業があれば幾分かでも助けになるのではないかとというふうなことで、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

2項目はこれで終わりました、次に3項目の義援金の配布についてです。

これについては、私たちというか、多くの村民の皆さん方も全国や世界でのいろんな災害があったときに義援金を自主的に送った経験のある方は大変多いと思えます。特に西原村は音楽家が多くて、チャリティーコンサートを開いて義援金を被災地に送ったりした経験があるというような方もおられま

す。そういったときにそのときの送るほうの気持ちとしましては、全ての被災者に支援をしてほしいという気持ちでいっぱいでした。それがいざ被災しまして義援金を受け取る側になりましたところが、それが公的な支援ということで全壊、半壊までありますけれども、一部損壊には西原村の独自の1万円のお見舞金と、これは大変よそにないことで評価できるわけですが、しかしながら余りにも差がありますので、せめて全国から送られました義援金は一部損壊の方々にも行き渡るようにしていただきたいと。

西口議員の質問にもありましたように、聞いていますと屋根の瓦が全部落ちてしまったとか塀が倒れた、給湯器が壊れたとか、さまざまな電化製品も買いかえなくちゃいけないとか、結構200万円、300万円という修理費だとかいうのがかかっているということでもありますので、やはり義援金を生かしていただきたいというふうに思いますけれども、現在、西原村には1億円以上来ているんですかね。そういったことをぜひ生かしていただきたいというふうに思います。1問目です。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）義援金の配布についてというご質問でございます。その中で西原村に来ている義援金を充てて独自に一部損壊の人にも義援金が広く行き渡るようにしてはどうかという内容でございます。

今回の熊本地震による大地震で多大な被害を受けまして、被災された方々の生活再建について、この義援金というものは大きな役割を果たしております。全国各地から日本赤十字社や共同募金等に寄せられた義援金については、熊本県の平成28年熊本地震義援金配分委員会において決定された基準に基づきまして、被災地市町村へ配分されています。現在、平成28年熊本地震熊本県義援金配分委員会において第3次配分まで決定しております。西原村へは6億5,000万円ほどが配分されております。

このような中であって、西原村では、大災害の被災者を支援するため寄せられた義援金を被災者に公平かつ効果的に配分するための基準や方法を審議・決定する組織として、民生委員、社会福祉協議会等を委員とし、副村長を委員長として、平成28年度熊本地震西原村義援金配分委員会を設置しております。7月に第1回の委員会が開催され、当面の配分等について協議がなされております。そして西原村では、平成28年熊本地震熊本県義援金配分委員会で決定された基準により、熊本県から西原村へ配分された義援金をその基準で対象被災者の方々へ配分することとしております。

現在、熊本地震熊本県義援金配分委員会の決定と同じ配分基準の住家被害で、全壊の場合は1世帯で80万円、半壊以上の場合は40万円を配分しております。西原村へ直接いただいた災害義援金は、北は北海道から南は沖縄まで多くのところからいただいております。現在1億円程度の金額となっております。この災害義援金の配分も、今後、西原村災害義援金配分委員会が検

討・決定する事項ではございますが、建物の被害調査が終わり、被害状況がかたまった後に他の被災自治体の状況も勘案しながら検討されるだろうというふうに思っております。

一部損壊への災害義援金の配分は不可能ではないと思いますが、一部損壊と全壊、半壊で比較した場合は、その生活再生への費用負担は大きな差があることはご承知のとおりでございます。全壊、大規模半壊、半壊を受けた方々の費用の負担の大きさを考慮せねばならないというふうに思っております。以上でございます。

○10番議員（田島敬一君）ありがとうございます。

全壊、大規模半壊、半壊という部分には80万円、40万円ということで、既に県からは配分が決まっていると。しかし、現状では一部損壊は全く、基本的には0ですけれども、西原村は1万円だけと。そのこと自体はありがたいことでもありますけれども、余りにも実際に修理にかかった費用とか、またこれから修理しなくてはいけない費用ということでは、何百万円というお金がかかるということではそれほど大きな開きはないわけで、それに対して見舞金1万円だけというのは余りにも、義援金を送った立場の人の心からしましたらちょっとそぐわないのではないかとこのように思います。

西原村の1億円というのは、先般、熊日に載っていましたが九千何百万円ですか、そういったものとは別に今度は少額なお金が蓄積しての真心のこもった、これも少額ではあれ意思というのを生かすならば、やはり一部損壊の人にも行き渡るようにしなければならないというふうに思います。

私が聞いて回ったところでは、住家の被害ということでは、屋根瓦が落ちたとか、そういうことは余り重んじられておりませんで、例えば雨漏りがして雨が降るたびに屋根裏に上ってバケツを捨てて、バケツをリレーして家が傷まないようにしているとか、そういったふうにしておられる方もおられるように、雨漏りを放置していたり、またブルーシートをかけたままであっても必ず劣化していきますので、また台風で飛んだり、必ず雨漏りがすれば劣化して住めなくなってしまうということでは同じでございます。ぜひ義援金の配分は送った人の気持ちを考えて、ぜひ一部損壊の方々にも配分が行き渡るように重ね重ねよろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）議員が申されることは十分理解をしております。一部損壊は1,179件ということでございまして、要は村の災害義援金配分委員会決定をしていただくものでございまして、私がここで、「はいそうですか。」と言うのもいかなものかなというふうに思っております。村の人口7,000人切りましたけれども、約7,000人でございます。私は全て7,000人の方々が私は家族というふうな捉え方しております。その家族を守るのはトップである私の務めであるというふうに思っております。半壊以上が1,281

棟ございます。その全体住家の46%を占めておりまして、505棟は家をなくされておられます。そういった方々、解体をされた方々は新しく家を建てなくてはなりません。家を建てるとすればやはり2,000万円近くは、家の程度でございますけれども、2,000万円前後はかかるんじゃないかなろうかなというふうに思います。

ですから、田島議員のほうに、村民の方が来られたときに、例えばの話として私がお話ししましたが、私に3人の子どもがおって、3人の男の子がおったとする。長男は全壊であったと、長男は全壊で家を建てなくちゃならない、2,000万円かかると。おやじ、金を出してくれんかといったときに、私も被害を受けておると。しかしながら、子どもが家を建てるならば500万円ぐらい応援しようかという気持ちになるかもしれません。次男は半壊であったと、四、五百万円修理がかかるということで、次男からもそう言われて、だったら50万円か100万円ぐらいは応援しようかというふうになると思います。三男坊は一部損壊であったと、クロスが破れて少し傷んだと。50万円かそこらぐらいしかかからないだろうということで、兄貴には500万円やったけれども、1,500万円を兄貴は出さんといかんと、家を建て直すために。三男坊には、おまえは自分でどうにかできないかと。親としてそのぐらいの応援しかできないんじゃないかなろうかなというふうに思っております。もちろん私も家が損壊して、全壊だったらやはり2,000万円ぐらい私もかけていかなければならないけれども、親は親として子どもに対して少しでも支援をしたいというのはどこの親でも一緒だろうと思います。

私も今、村を預かっている者として、その一部損壊の1,179件の方々に何かをしてあげたいという気持ちには変わりはありません。しかし、先ほど申しましたように、これはその委員会で決定されるものでございます。その方々、1,179名に1万円やったとしても1,179万円かかります。その分だけは全壊した方々から減るわけでございます。いろんなことを考えながら、そういった一部損壊の方々にも何らかの形で支援をできるならばそうしたいというふうに思っておりますけれども、なかなか厳しいところもございます。そのことは今後その委員会で決定していただくものであって、私がここで出しますとか、出しませんとかいうことではなくして、委員会で決定していただけたらというふうに思っております。

○10番議員（田島敬一君）締めていいですか。大変ありがたいお言葉で、三男のことも考えておられるということでございました。しかしながら、やはり0ではいかんだらうというところ、全国から寄せられた人々の気持ちに應えるという点ではよろしくお願い申し上げまして、今期最後の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩いたします。

（午前11時11分）

(午前11時20分)

○議長(坂梨公介君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、認定第1号、平成27年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 中村義光君 登壇 説明)

○会計管理者(中村義光君)認定第1号についてご説明いたします。

認定第1号、平成27年度西原村一般会計歳入歳出決算書をあげていただきまして、1ページの歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順序で朗読いたします。

款1村税7億8,170万7,000円、9億951万3,415円、8億4,683万9,976円、2,273万1,564円、3,994万1,875円。

款2地方譲与税4,231万2,000円、4,231万2,000円、4,231万2,000円、0、0。

款3利子割交付金86万6,000円、86万6,000円、86万6,000円、0、0。

款4配当割交付金315万4,000円、315万4,000円、315万4,000円、0、0。

款5株式等譲渡所得割交付金270万9,000円、270万9,000円、270万9,000円、0、0。

款6地方消費税交付金1億4,103万5,000円、1億4,103万5,000円、1億4,103万5,000円、0、0。

あけてください。

款7ゴルフ場利用税交付金3,161万1,000円、3,161万1,207円、3,161万1,207円、0、0。

款8自動車取得税交付金571万円、571万円、571万円、0、0。

款9地方特例交付金552万9,000円、552万9,000円、552万9,000円、0、0。

款10地方交付税12億1,763万1,000円、12億1,763万1,000円、12億1,763万1,000円、0、0。

款11交通安全対策特別交付金70万8,000円、70万8,000円、70万8,000円、0、0。

款12分担金及び負担金9,144万4,000円、8,700万802円、8,697万802円、0、3万円。

款13使用料及び手数料719万9,000円、810万4,325円、809万4,325円、0、1万円。

款14国庫支出金6億8,991万6,000円、6億492万6,078円、6億492万6,078円、0、0。

あけてください。

款15県支出金 2億9,766万5,000円、2億9,453万89円、2億9,453万89円、0、0。

款16財産収入5,037万8,000円、5,158万9,603円、5,144万4,103円、0、14万5,500円。

款17寄附金117万6,000円、148万8,139円、148万8,139円、0、0。

款18繰入金 3億8,117万1,000円、3億8,117万2,323円、3億8,117万2,323円、0、0。

款19繰越金 3億6,029万6,600円、3億6,029万7,159円、3億6,029万7,159円、0、0。

款20諸収入 1億1,412万8,000円、9,951万766円、9,764万4,466円、0、186万6,300円。

あけてください。

款21村債 2億8,270万円、2億7,720万円、2億7,720万円、0、0。

歳入合計45億904万5,600円、45億2,659万7,906円、44億6,187万2,667円、2,273万1,564円、4,199万3,675円。

あけてください。9ページの歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰り越し額、不用額の順序で朗読いたします。

款1 議会費7,942万5,000円、7,908万578円、0、34万4,422円。

款2 総務費12億4,266万4,000円、11億9,453万2,912円、3,715万3,000円、1,097万8,088円。

款3 民生費 8億8,719万3,000円、8億7,492万5,706円、0、1,226万7,294円。

款4 衛生費 3億3,253万4,000円、3億2,711万7,093円、0、541万6,907円。

款5 農林水産業費 5億1,391万1,000円、4億4,316万9,113円、6,593万円、481万1,887円。

あけてください。

款6 商工費 1億4,774万8,600円、1億77万4,593円、4,578万3,000円、119万1,000円。

款7 土木費 4億339万8,000円、3億1,077万9,952円、9,900万円、171万8,048円。

款8 消防費 2億2,100万4,000円、2億1,582万752円、225万3,000円、294万248円。

款9 教育費 2億2,793万7,000円、2億2,213万8,878円、0、579万8,122円。

款10災害復旧費886万4,000円、886万5,566円、0、19万8,434円。

あけてください。

款11公債費 2億5,814万5,000円、2億5,763万5,849円、0、50万9,151円。

款12諸支出金1,000円、0、0、1,000円。

款13予備費 1億8,621万1,000円、0、0、1億8,621万1,000円。

歳出合計45億904万5,600円、40億2,564万992円、2億5,101万9,000円、2億3,238万5,608円。

あけてください。

歳入44億6,187万2,667円、歳出40億2,564万992円、歳入歳出差し引き残高4億3,623万1,675円、うち基金繰入額0、翌年度繰り越し額4億3,623万1,675円。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。よろしく願いいたします。

すみません、訂正を1カ所お願いいたします。

12ページの商工費の不用額を119万1,007円で訂正をお願いいたします。私が1,000円と申しましたので、1,007円で訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）ただいま認定第1号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に平成27年度の決算について審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 報告）

○代表監査委員（河上勝彦君）それでは、決算審査報告をさせていただきます。

ただいまご紹介いただきました監査委員の河上です。ご指名によりまして、平成27年度の決算審査報告を既にお配りしております西原村一般会計・特別会計・企業会計決算審査意見書をもとに報告をさせていただきます。

まず、資料をおあげいただきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年7月7日付で審査を求められました平成27年度西原村一般会計・特別会計及び企業会計並びに運用基金の運用状況についてその審査を終え、平成28年7月27日付、西監発第17号により日置村長に本意見書を提出させていただきました。

本意見書につきましては、全項目について監査委員であります上野正博委員との2名合議の上、審査を進めたところであります。

次をおあげいただきますと目次でございますが、事前配付済みでもう既に十分ごらんいただいていると思いますので、説明は簡潔に行いたいと思いません。

1ページをおあげください。

審査についてでございます。

審査対象としまして、平成27年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく特別会計で、年度等は省略させていただきますが、国民健康保険特別会計、介

護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、中央簡易水道事業特別会計及び企業会計としまして工業用水道事業決算報告、その他実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財産管理、目的基金の管理状況、以上9項目について審査をさせていただきました。

2でございますが、決算書の調整並びに提出時期につきましては、法定の期限内に提出されているところであります。

3、審査の期間でございますが、平成28年7月7日から7月21日までの14日間のうち実日数7日でございます。

4、審査の方法であります。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、下記の7点について審査をいたしました。特に（4）につきましては、ほとんどの行政事務に収入、支出が絡みますが、法令や条例を遵守し執行されているか、特に注意したところであります。

次に、2ページをごらんください。

審査の結果でございます。

平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算係数はいずれも符合し、正確であることを確認しました。また、予算執行、収入支出事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり、正確であることを認めました。

次に、3ページをお開きください。

この3ページから30ページまでは、一般会計について決算の概要及び予算執行について審査意見を述べております。歳入の主なものを申し上げますと、歳入総額は44億6,100万円で、財源構成比として地方交付税12億1,700万円、構成比27.7%、村税8億4,600万円、構成比19%、国庫支出金6億400万円、構成比13.6%、繰入金3億8,100万円、構成比8.5%、繰越金3億6,000万円、構成比8.1%、県支出金2億9,400万円、構成比6.6%、村債2億7,700万円、構成比6.2%等です。

この財源構成の中で増減額の大きい費目を幾つか上げてみますと、繰入金3億800万円、424.7%の増、国庫支出金2億7,300万円、82.6%の増、主なものとして国庫補助金の土木費等の3億9,600万円、199%の増によるところが大きく影響いたしております。また、地方消費税交付金については5,300万円、60.7%の増となります。

そして、自主財源の根幹をなす村税につきましては1,000万円、1.2%の増となっております。内容といたしましては、市町村民税900万円の増によるものが大きいようです。

なお、自主財源、依存財源につきましては、5ページの第3表のとおりで、自主財源は18億3,300万円で決算額の41.1%であり、前年度と比較し24.5%の増となっております。これは繰入金3億800万円等の増によるものです。

依存財源は26億2,700万円で、決算額の58.9%で、前年度と比べ16.3%の増であります。主なものとしましては、国庫支出金2億7,300万円、82.6%の増、村債56.5%の増等であります。

歳入決算額の合計では、前年度と比べ7億2,900万円、19.5%の増となっております。

また、6ページから10ページまでは村税について審査意見を述べております。税は自治体歳入の中で根幹をなす大事な財源であり、公平負担の原則から今後も厳正に運用されることを心がけていただきたいと思います。

次に、13ページをお開きください。

歳出について主なものを申し上げます。

歳出総額は40億2,500万円で、構成比の高い順から目的別に列挙してみると、総務費11億9,400万円、構成比29.7%、民生費8億7,400万円、構成比21.7%、農林水産業費4億4,300万円、構成比11%、衛生費3億2,700万円、構成比8.1%、土木費3億100万円、構成比7.5%、公債費2億5,700万円、構成比6.4%等となっております。

目的別で前年度との増減状況を見ますと、増となっているのは総務費4億3,300万円、57%、農林水産業費1億8,500万円、70.8%の増です。増の要因としましては、総務費が総合体育館等建設事業費の4億2,900万円、農林水産業費が圃場整備1億8,900万円等の増によるものです。

次に、減少の大きいものは、公債費9,000万円、26%の減、教育費6,800万円、23.6%の減となっております。

歳出の決算額の合計では、前年度と比べ6億5,300万円、19.4%の増等であります。

16ページ、17ページの性質別歳出の状況でございます。

第12表、第13表について集約して申し上げますと、義務的経費は14億1,700万円で構成比は35.2%を占め、前年度と比較し5.4%の減であります。内訳としまして、人件費は前年度対比1.1%の増、構成比17.4%、扶助費は前年度対比0.6%の増、構成比11.4%及び公債費は前年度対比26%の減、構成比6.4%であります。

投資的経費は11億5,600万円、構成比28.7%で前年度に比べまして6億2,900万円、119.2%の増であります。

その他の経費では、増加したのは物件費5,200万円、16%の増、補助費等は3,000万円、5.9%の増となっております。減少したのは積立金3,500万円、19.2%の減であります。

次に、31ページから46ページまででございますが、4つの特別会計及び企業会計について審査意見を述べております。

31ページの国民健康保険特別会計であります。歳入総額は10億9,600万円で、予算に対する割合は100.6%、調定額に対する割合は96.4%、歳入決

算額は前年度対比18.2%の増となっております。歳出では10億7,300万円、予算額に対する執行率は98.4%で、前年度対比19.5%の増であります。歳入歳出差し引き額は2,300万円で、前年度実質収支額3,000万円を差し引いた単年度収支は600万円の赤字、実質単年度収支についても600万円の赤字となっているところです。

今後は、財源不足を基金で補うことができない状況となっており、これまで以上に厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。しかし、突発的な療養給付費等の増加に対応するためにも、決算剰余金はできる限り基金に積み上げる必要があると考え、今後の財政状況を見きわめながら検討いただきたいと思っております。

次に、50ページ、審査のまとめに移らせていただきます。

平成27年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに係数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めました。財政運営については、厳しい経済情勢の中、実質収支は各会計とも黒字をもって翌年度に引き継ぎを得たことは、財政収支の均衡保持に努めた結果と考えられます。

平成27年度の一般会計決算は、前年度と比較し、総括的に述べると次のとおりであります。

歳入歳出決算額はともに前年度を上回っており、その収支は、まず実質収支で3億475万円の黒字を計上し、前年度と比較して1,655万円の増であり、単年度収支は前年度黒字から引き続き1,655万円の黒字となっております。財政調整基金は1億4,644万円を積み立てておりますが、2億円取り崩しを行っております。実質単年度収支は3,701万円で、前年度より1億1,572万円の減となっております。

歳入では、地方交付税が7,242万円、5.6%、寄附金616万円、80.5%、諸収入122万円、1.2%、その他減額分と合わせて合計で8,185万円の減であります。反面、繰入金3億853万円、424.7%、国庫支出金2億7,361万円、82.6%、村債1億10万円、56.5%、その他増額分と合わせて合計で8億1,107万円の増であります。

歳入決算額は、前年度対比7億2,922万円、19.5%の増となっております。財政構成比は、自主財源が41.1%で前年度対比1.6ポイントの増、額では3億6,038万円で24.5%の増で、財源安定の確保が保たれております。依存財源は構成比58.9%で前年度対比1.6ポイント減、額では3億6,785万円、16.3%、前年度より増加しております。地方交付税は7,242万円、5.6%減となり、構成比の27.3%を占めております。地方交付税のうち普通交付税は、熊本県内市町村全体で平均0.8%の配分減の中、本村は6.9%の減となっております。これは地方交付税対象の公債費の減によるものです。

今後も国の財政から見て減少傾向が予想され、依存財源に頼る財政運営は苦しく、自主財源確保に努め、財源安定が要求されます。村債発行については、平成27年度は臨時財政対策債、一般単独事業債等で1億10万円、56.5%の増となっております。健全な財政運営を維持するためには地方債残高を考慮して、今後の事業計画を立てることが特に必要と考えます。

歳出は、目的別で前年度対比、総務費4億3,360万円、57%、農林水産業費1億8,516万円、71.8%が主な増となっており、性質別では、義務的経費8,051万円、5.4%減、投資的経費は6億2,907万円、119.2%増、その他の経費1億473万円、7.8%の増、歳出決算額は、前年度対比6億5,329万円、19.4%の増で、歳入歳出のバランスがとられております。

普通建設事業は、前年度対比6億2,231万円、118.3%の増となっておりますが、その主な要因は、国庫補助事業を活用した土木費の道路改良事業、日向・葉山・医王寺圃場整備事業等の増によるものです。

財政運営については、経常収支比率は85.3%で、前年度より1.2ポイント増加しており、望ましい標準値75%より10.3ポイント高く、財政の硬直化が見られます。今後も財源構成は厳しくなると考えられますが、20年度決算から地方公共団体財政健全化法が新たに施行され、設定された指標と実績をより具体的に確認・把握し、健全化への対応が要求されるので、さらなる財政硬直化に向けた是正の努力を望むところでございます。

次に、特別会計決算につきましては、医療費の高騰が継続する中、国民健康保険特別会計は財政調整基金を全て取り崩し、28年度当初予算で一般会計からの法定外繰り入れが計上されておりました。これまで以上に厳しい財政運営が強いられることが予想されます。しかし、突発的な療養給付費等の増加に対応するためにも、決算剰余金はできるだけ基金に積み上げる必要があると考え、今後の財政状況を見きわめながら検討をお願いしたいと思います。

また、介護保険特別会計は、単年度収支が68万円の黒字となっておりますが、財政運営はますます厳しく、長期展望に立った健康維持活動対策や介護予防が必要と考えられます。また、介護保険の事業運営においては、今後ますます増加の傾向にあり、事業展開において予防重視型の施策推進をより一層強化することを期待します。健康づくり推進についても、食生活の改善や地域づくりへの参加等、枠を超えた関係者の積極的な指導・助言によりまして、医療費抑制に向けた新たな取り組みと関係する担当者の連携がさらに必要と思われまます。

税収については、国民健康保険税の収納額は423万円、前年度比2.2%の増となっております。収納率は95.9%で前年度対比0.4ポイントの増、介護保険料収納率は96.7%で前年度対比1.7ポイントの増、後期高齢者医療保険料収納率99.5%で対前年度0.6ポイントの増となっております。

村税等滞納については、一般会計も含めて収入未済額は調定額対比6.1%

に対し、目的税である国民健康保険税は16.8%で、合計収納未済額は4,026万6,570円であります。それにより運営に支障を来し、税完納被保険者に多大な負担を強いている現状は、公平負担の原則に鑑み、早急な対応が求められます。国民健康保険制度の特殊性により、その収納作業は困難であります。税負担の公平さからも時効対策に留意し、収納向上を図り、財源確保にさらなる努力を望むところであります。

次に、中央簡易水道特別会計につきましては、現在の事業状況として、計画給水人口4,220人、配水量1日当たり2,400トンに対し、現在給水人口3,932人、1日最大配水量1,801トンとなっております。すぐに配水池の容量が足りなくなるということはないと思いますが、今後の計画給水人口を勘案した対策を講じていく必要があると思います。また、秋田原水系における制御盤・配水管の老朽化も進み、さらに追い打ちをかけるように今回の震災により差し迫った課題と思われまますので、全般にわたり検討をお願いしたいと思います。

最後に、本年4月の熊本地震によりまして本村も甚大な被害を受けました。村の施設を初め、村民の皆様の財産も被害をこうむっており、その復興には想像を絶する労力と費用が必要になります。今後、村の予算も今まで類を見ないような予算規模になると思いますが、限られた財源を有効に活用し、経費節減を常に念頭に置き、無駄のない復旧・復興に努めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）以上で、平成27年度の決算についての審査報告が終わりました。

暫時休憩します。

（午前11時55分）

（午後 1時00分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

これより認定第1号の質疑に入りますが、認定第1号は、歳入と歳出に分けて質疑をお受けしたいと思いますので、初めに、54ページまでの歳入についての質疑をお受けします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようでしたら、後で歳入歳出、一気に受けまますので、次は55ページから歳出についての最終ページまでの質疑をお受けします。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

なんか周りの空気とちょっと違うかもしれませんが、速やかに終わりたいと思います。

2点お尋ねします。

ページでいうと68ページの2の1の8の13の委託料、西原村人口ビジョンと総合戦略策定の支援業務委託料ということで1点目はそこですが、まず、ちょっと関連しますので一緒にもう一点お願いします。76ページの2の1の14の同じ13の委託料、特定地区公園事業についての実施設計、測量、地質調査ということについてお尋ねします。担当課長でもいいし、村長でも結構です。

この昨年度についての支出については、これは全然何の問題もないというふうに思いますが、西原村の人口ビジョン、それから総合戦略策定ということについて、今回の熊本地震で大きくビジョン自体も変わってきたんじゃないかというふうに思います。この人口ビジョンがどういうものなのかと、策定戦略がどういうものなのかということは、中身については私も理解しておりませんが、多分将来に向けての計画だろうというふうに思います。今の状態でいくなれば、人口についても村長がいつも言われています熊本県の人口で、ただ4カ市町村だけは人口が最終的に増加するというようなことが報道されておりますが、今度の震災でそう言うおられない状況になっているだろうと、なってくるんじゃないかと思えますから、このビジョンを今後どうやって策定するのか。

それから関連しますが、78ページの特定地区公園事業、この3つの9,300万円という大きなお金が使われておりますが、仮設が今ここに建てております。先ほどから2年間という限定なのか、東日本震災では5年過ぎてもなおかつまだ仮設がなくなっておりません。そういう形でこの3つについてはもう既に支払われておりますけれども、今後、あそこの土地の利用といいますか、今ここに建設を予定しておったところがこの計画がそのまま生かされた設計でそのまま進められるのか、それとも耐震というのがもうちょっとくわえられたところで地質調査からやり直すのかということ、2点お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）答えになるかどうかわかりませんが、まず最初に、人口ビジョンについてのことをお話しさせていただきます。人口ビジョンにつきましては、27年度は26年度の繰越明許で事業をさせていただいた分でございます、ビジョンをつくることということで、2060年度または2045年だったと思っておりますけれども、それを見越したところでビジョンをつくっております。特に将来の人口について西原村の想定をさせていただいたところで、それに沿って西原村のビジョンを戦略としてつくらせていただいております。

今回の地震によってそのビジョンがそのままいくかといいますとなかなか厳しいところもございます。だからといって、早速このビジョンの見直しが

今できるかといってもちょっと難しい状況にあるんじゃないだろうかというふうに思っております。ここ数年、先ほど2年というふうな仮設住宅の期限がございますけれども、行政からいきますと、その辺を見越したところで、その辺の状況を踏まえたところで、また再度人口ビジョンというのはその辺の時期のところで見直しをしたほうがいいんじゃないだろうかというふうには思っております。直ちに今やったからといってこれがどのように転ぶかは、今のところじゃ全然想定がついておりませんので、もしよろしければ1年後、2年後である程度先が見えた段階で、村の人口の動向が見えた段階で再度またこのビジョンを策定させていただくならというふうに思っております。

2点目につきましては、9,300万円の委託料ということで、これにつきましては、基本設計、実施設計まで全部全てが土木のほうと建物建築のほうと終わっておったわけですが、地震に対しましては、今、日本の建築の学会でも地震についての規定をクリアしたところの建物でございますので、これを見直す必要はございません。ただ地盤についてということで今お話がありましたけれども、地盤についての調査につきましては、地盤の調査、岩盤までの調査というのは変わりなくそこまで一応終わっております。それに基づいて建築物を今の基準でつくられると。だから建築基準法が変わらない限りは今の設計の段階では変わることはないだろうというふうに想定しております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございました。

今の課長の答弁では、人口ビジョンと総合戦略においては、早急といえますか、本年度、来年度、早急には策定しても、ちょっと言葉は悪いんですけども、将来的なビジョンが見えないから二、三年後、仮設の動向を踏まえたところで策定を見直すというふうに私はとったということで理解をします。

それからもう一つの特定地区公園、いわゆる体育館の建設に関しては、基本的には変わらないと、これで。このままいくというふうに建築基準法が変わらないならば全然このままでも何も変える必要もないというふうに理解をしました。

何が心配なのかというと、これは人から聞いた話ですのうのみにできないのですが、益城町において一般住宅についてかなり厳しく基礎について建築制限がなされておると。今までの普通基礎よりも耐震基礎といいますか、震度7に耐え得るような基礎の設計を新しく建てる場合にはそういう設計をなささいというか、そういう指導があったとかないとかという話を聞いて、かなりの費用がかかっておると。それでなかなか難しい、個人的に建てるのも厳しいということでしたが、今の高本課長の話では、私も理解はできます。基礎杭で支持層まで打って、基礎については全然この設計でも構わないということだというふうに理解しました。しかし、もし万が一があったらいかん

と思いますが、これをそのまま生かすのも結構ですけれども、何らかの形でもう一度再度建設する場合には調査あるいは建設の見直しを要望しておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑はないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

（10番議員 田島敬一君 登壇 討論）

○10番議員（田島敬一君）田島です。

これまで何回も申してまいりましたけれども、住基関係、やはり今、全般的に政府、国自体からとかくインターネットあるいは電子化ということで進んできておりますけれども、相変わらずハッキングだとか、そういう情報漏れ、個人的な作業の中での漏れも含めまして、日本から、それから世界のいろんな悪意のある勢力からのハッキングだとか、幾らガードを強くしましてもやはりそれは破られるということで、そういったことの依存につながる予算が含まれておりますので、その点で反対いたします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今、討論に入りましたけれども、歳入歳出一括審議はまだ、冒頭の説明の中でありましたけれども。歳入のみ、歳出のみしかやっていないと。総括とする審議はしておりませんけれども、それを経ていないので一度戻してもらえませんかでしょうか。

○議長（坂梨公介君）まだだった。

ここで、歳入歳出について一括して質疑をお受けします。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）歳入歳出一括してということであります。皆さん、今年度の当初予算40億円が今度の補正で100億円を超えると、金銭感覚が麻痺してしまうような予算編成に今回なっております。その中で昨年度を振り返っての決算ということでもありますので、ざるのようになるようなことがないように、将来の若い世代に負担を強いることのないような行政、財政運営をしていただきたいという意味を込めまして、2点、両極端なやつですので質疑をいたします。

まず歳出です、144ページ。9の1の2の13、教育委員会の費用です。教育費の中で教育総務費の中の事務局費ということでもあります。この中の委託、支出済額と予算の額を比べてください。100万2,000円、執行は24万8,000円、残額が75万円、何をしていないのか。逆に言うと100万円の予算を見て25万円のできた根拠を説明していただきたいと。

今度、逆に産業課、ページは116の5の1の2の13と5の1の3の13、両

方でいしましょう。同じく委託費用です。農業総務費の委託料520万円が520万円、支出も同額、不用額0と。あと農地整備計画促進費ということで、また委託料486万円が486万円、委託費用0、0と、これは両極端ですよ。同じ庁舎内、ほかの委託を見ても、工事を見ても性質上は不用額が当然発生してくるような内容なのか、不用額はもともとシビアに見積もって、見積もりの中で相当落とさせて不用額が0になったのか。その辺、私どもじゃ、執行部じゃないのでわかりません。監査委員さんのチェックはされておると思いますが、まず、教育委員会からこの内容の説明をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）ご説明いたします。

委託料につきましては、山西小学校用地の委託料ということで、12月補正で84万2,000円を上げさせていただいております。この決算書を出す場合が2月の初めぐらいまでで締め切りということで、まだ途中でしたので、大体3人の土地を予定しておりましたけれども、1名分しかできなかったということで、一応8万4,240円使って、残り分は2人分が残っているような形になっております。以上です。

○9番議員（宮田勝則君）今のでわかりました。大きい土地の登記部分が抜けたと、補正で増額して、3月定例会では落とすところまではいかなかったと。最後まで努力したということで解釈しておりますけれども、そういったケースということですね、わかりました。それだったら納得がいきますので、次は、産業課、説明をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）款の5農林水産業の目の農業総務費の節の13の委託費の520万円につきましては、構造改善センターのシルバー人材への委託料でございます。

それから目の3農業地域振興整備計画促進費の委託料486万円につきましては、農振の5年に一度の見直しで、上の方の委員報酬で、宮田委員長も会長されておりますので成果品のほうは見られたと思いますが、何度も委託内容の校正をお願いしまして、整備計画をこの前配付したかと思いますが、その農振計画見直しの委託費でございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

決算書の中にただ委託と書いてあるよりは、備考の中に委託料の内容、ちょっと手抜きしてあるような気が産業課の場合はしましたので、ちょっと今後はこのようなことのないようにお願いしたいということと、これがいいのか悪いのかということとまた個人感覚があると思います。最終的まで詰めて委託料を決定して不用額がないように頑張ったという評価をする人もおると思えば、思いやり予算じゃありませんけれども、使い切って何ぼといった解釈を

とられる方もおられます。特に28年度、今年度は非常に予算が増大します。全ての課長が全てをチェックするのも不可能な状況も出てくると思います。その中で誰がその課を担うのかということと必ず各課長になります。そういったことで歳入の減というのもほとんど見込まれてきております。やはり歳出に関しましては、特に委託関係、補助金関係は最初に絞りますので、執行部局の中で大丈夫だと思いますけれども、委託関係、特に絞れるところは絞っていただきたいと思います。

さらに3月の定例会を過ぎて、決算を通常9月に行うわけです。出納閉鎖前にある意味できておかなければならない予算の落としとか、増とかというのは12月ないし1月の臨時会なりありましたけれども、3月定例会までにはあらかた整理していただきたいと思いますので、今後このようなことを教訓にやっていただきたいと思います。

また、歳入におきましてでありますけれども、今回、村税関係、大きな不納欠損を起こしております。説明は聞いておりますけれども、それが地方交付税等の行政努力というところになるというふうなお話でしたけれども、細部をちょっと税務課長、説明できますか。2,200万円、固定資産税の件。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（堀田直孝君）お答えいたします。

先ほど宮田議員のほうから地方交付税に関係あるということをおっしゃられました。税金においては公正公平ということで、不納欠損ということは非常に難しゅうございます。これはとるより難しいということで、事務屋のほうはしております。その中で、やはり民間も一緒でございますが、民間も不良債権においてはできるだけ落としてしまうということをやっております。行政の場合も滞納額がふえて徴収率が下がるということになると地方交付税の算定が悪くなります。徴収率が高いと地方交付税が高くなるということで、一般の納期内に納税の皆様にとっても地方交付税が上がったほうが良いということになります。

その中で不納欠損というのは、地方税法第15条の中に1項から7項までございますが、その中で今回2,200万円という多大な金額ですけれども、これは法人です。法人の中の旅館業の方、大体見当がつくかと思いますが、そちらが倒産しまして回収の見込みがないということで、いつまでも民間でいう不良債権を抱えておるとほかに影響があるということで、今回落としました。

ただ落とすに当たりましては、ただ落としたんじゃなくて、搜索、また差し押さえ、全部やったところでのここで財産はないというところまでやった後の執行停止という形をとらせていただきました。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

議員の皆さんも大体今の説明で交付税の関係のお話はわかれたと思いますけれども、1つ確認ですけれども、その二千何百万円、1法人という固定資産税の不納欠損を今回されましたけれども、現在、その土地は何らかの措置がなされておると思いますが、土地の所有はどちらに今変わっていますか。

○議長（坂梨公介君） 税務課長。

○税務課長（堀田直孝君） 今現在、震災前は競売という段取りがなされておりましたが、今回の震災で付加価値が多分落ちてしまったということで、その後の連絡は受けておりませんので、裁判所のほうでその後の対応はされるかと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君） 田島議員、もう一回討論をお願いします。

いいですか。田島議員、10番……

質疑はないですか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君） 討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

（10番議員 田島敬一君 登壇 討論）

○10番議員（田島敬一君） 田島です。

先ほどはフライングをしまして、反対討論です。

住基カードあるいはネット、そういったことで、これは国のほうからの指示ということもあるかもわかりませんが、予算として計上されております以上は、これには反対しなければならないと思ひまして、全国的あるいは外国からも本当に日本のそういったシステムを破壊しようという勢力がありますので、こういった電子情報に過度に依存するということは非常に危ないということから、1つは反対いたします。

それから健康な村づくりという点で、精神を病む人もこれから、これは3月までの決算でございますので、4月の震災はまだ来ておりませんが、やはり健康な村づくりという点ではメンタル面の支援体制ということが求められておまして、私も精神障害者の家族会ということで携わっておりますけれども、西原村には依然として家族会がないと、地域家族がないということで、行政的な保健師さんの指導とかはあるかもわかりませんが、なかなか地域の中でメンタル面でカバーしようということでは不十分なところがありはしないかと。

そこで、担当者の方が阿蘇郡関係の学習会に来ていただいていたことがありましたけれども、ぜひこれを県段階での学習会だとか全国大会とかいろいろございます。やはり知識を持って対応していただきたいということで、ぜ

ひ体制を引き上げていただきたいということを含めまして、反対いたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかに討論ございませんか。

9番、宮田議員。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 討論）

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。賛成討論をいたしたいと思えます。

決算全て目を通るわけがありませんけれども、反対討論の中でありましたインターネット・電子化ということでもあります。セキュリティ強化が平成27年度から相当予算も入れて強化してきておるところです。庁舎内の内規にもその辺がうたわれてきておるところだろうというふうに思っております。やはり逆に言うこの情報化の中で、あえてそれを避けて通るということは常識的にできないといったことでもあります。

今現在、罹災証明、全てタブレットですか、端末を使ってやっております。これもある意味インターネットの活用ということで、これを使っても膨大な人材の労力プラスお金がかかるというところでもあります。しかしながら、時間的にはこれを手作業でやった場合と比べれば1,000倍以上、1万倍と違うような感じがいたしております。迅速に進めるためにもこの電子化というのは必要というふうに思っておりますので、田島先生の言うセキュリティを強化すればどんどん進めるべきというふうに思えます。

あと健康な村づくりに関しては、メンタル面が不十分ということでもありますけれども、この辺も今定例会前までで、日置村長のほうも林田副議長の質問に対しましてもケアを含めた保健師さんの充実を訴えていきましたけれども、まずは食べるということ、食育のほうで進まれました。そういうことで順番を追って進められておるというふうに思っております。

今回、決算に関して若干指摘はしましたけれども、おおむね良好ということで、その辺で賛成をいたしたいと思えます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、平成27年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第2号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 中村義光君 登壇 説明)

○会計管理者(中村義光君) 認定第2号についてご説明いたします。

認定第2号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額10億9,035万3,000円、調定額11億3,757万3,901円、収入済額10億9,648万8,270円、不納欠損額81万9,061円、収入未済額4,026万6,570円。

7ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額10億9,035万3,000円、支出済額10億7,318万364円、翌年度繰り越し額0、不用額1,717万2,636円。

あけてください。

歳入10億9,648万8,270円、歳出10億7,318万364円、歳入歳出差し引き残高2,330万7,906円、うち基金繰入額0、翌年度繰り越し額2,330万7,906円。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第2号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第3号、平成27年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 中村義光君 登壇 説明)

○会計管理者(中村義光君) 認定第3号についてご説明いたします。

認定第3号、平成27年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額6億6,196万1,000円、調定額6億6,664万9,878円、収入済額6億6,265万3,684円、不納欠損額27万8,100円、収入未済額371万8,094円。

7ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額6億6,196万1,000円、支出済額6億2,264万2,819円、翌年度繰り越し額0、不用額3,931万8,181円。

あけてください。

歳入6億6,265万3,684円、歳出6億2,264万2,819円、歳入歳出差し引き残高4,001万865円、うち基金繰入額0、翌年度繰り越し額4,001万865円。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、平成27年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第4号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 中村義光君 登壇 説明）

○会計管理者（中村義光君）認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額 1 億 5,903 万 9,000 円、調定額 1 億 5,963 万 7,250 円、収入済額 1 億 5,945 万 4,050 円、不納欠損額 2,100 円、収入未済額 18 万 1,100 円。

あけてください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額 1 億 5,903 万 9,000 円、支出済額 1 億 5,631 万 7,095 円、翌年度繰り越し額 0、不用額 272 万 1,905 円。

あけてください。

歳入 1 億 5,945 万 4,050 円、歳出 1 億 5,631 万 7,095 円、歳入歳出差し引き残高 313 万 6,955 円、うち基金繰入額 0、翌年度繰り越し額 313 万 6,955 円。

平成 28 年 8 月 17 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第 4 号、平成 27 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第 4 号は原案どおり認定されました。

日程第 6、認定第 5 号、平成 27 年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 中村義光君 登壇 説明）

○会計管理者（中村義光君）認定第 5 号についてご説明いたします。

認定第 5 号、平成 27 年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書 1 ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額 8,263 万円、調定額 8,423 万 8,374 円、収入済額 8,369 万 2,326 円、不納欠損額 0、収入未済額 54 万 6,048 円。

あけてください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額8,263万円、支出済額5,706万1,932円、翌年度繰り越し額850万円、不用額1,706万8,068円。

あけてください。

歳入8,369万2,326円、歳出5,706万1,932円、歳入歳出差し引き残高2,663万394円、うち基金繰入額0、翌年度繰り越し額2,663万394円。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページは7、8ページです。

歳入におきまして収入未済額計上が54万6,000円ほどあります。これは何件の事例で54万円ほどが上がっていますか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）収入未済額ということで54万6,048円、今までで最高の額かと思えます。今まで、昨年も99.9%ぐらいありましたけれども、100%になりましたが、今回、率でいいますと収納率99.1%でございます。5月31日の会計閉鎖までに調べましたら73世帯が未納でございました。それで8月4日で再度調査をしてもらいまして、現在62世帯ということで、本来であればどんどん督促等を出したり、閉栓を行うところではありますが、水道施設のほうも相当被害を受けておりまして、そちらの事務のほうができませず、まだこういう高い率での未済額となっております。

今後は、落ちつき次第、督促等を出しながら収納100%に向けて、なかなか本年は厳しい部分はあるかもしれませんが、昨年度、27年度の方でございますので、努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）水道事業においては、ここ数年、また非常に高い徴収ということが、要は水道メーターをとめられると、閉栓されるということで、とめられたら困るということでお支払いされたという経緯の中で、今回大きかったもので質問したんですけれども、73世帯という方が、出納閉鎖の時期の後の確認が六十数世帯ということであります。数千円という水道料金だと思えます、多分1件当たり。大体1カ月分というぐらいの水道料金かな

と思いますので、ただ件数が多いというのが非常に気がかりでありますので、その辺どういった現象だったのかの調査も含めて、このときに徴収されておる方はまだ委託されていない時期かな、28年度からたしか変わったと思いますけれども、その方とも確認していただいて、これが0になるかどうかわからんような状況でありますけれども、頑張っていたきたいということであります。

あと基金関係が1億2,000万円程度、決算の時期はあったということでもありますけれども、財調が。28年度で大分使い始めております。今後の方針を含めて課長の考えられる範囲で結構でございます。お答え願います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）財調基金もおっしゃるとおりでございますが、今、被災しまして応急処置等に相当経費を使っております。それからまだまだ支出のほうで企業償還金のほうも、先ほど監査委員からの報告にもありましたように40%以上を償還金が占めておりますし、おっしゃるとおり災害復旧の応急処置で相当使っておりますし、今後、また厚生労働省の査定に向けて今一生懸命調査等を進めておりますし、老朽箇所等あれば至急行ってしておりますし、また、歳入につきまして1期分断水あるいは飲用不可で1,000万円の減額も行ってしております。また人口のほうも若干減りつつありますので、収入のほうもなかなか見込めない部分も確かに出てくるかと思っておりますけれども、その辺災害査定でなるべく補助金をいただけるような形で、あと起債のほうも若干出てくるかもしれませんが、これはあくまでも予想ですけれども、どうなるかわかりませんが、頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませつか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませつか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第7、認定第6号、平成27年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 認定第6号、平成27年度西原村工業用水道事業会計決算について、議案第6号についてご説明いたします。

認定第6号、平成27年度西原村工業用水道事業決算報告書(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 西原村。

あけていただきまして、2ページをお願いします。

平成27年度西原村工業用水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。収入、左から区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

款1 水道事業収益1,958万8,000円、1,992万7,107円、第1項営業収益1,126万5,000円、1,154万9,196円、第2項営業外収益827万2,000円、837万7,911円、第3項特別収益1,000円、0。

支出、第1款水道事業費1,953万8,000円、1,589万272円、第1項営業費用1,763万8,000円、1,549万2,672円、第2項営業外費用45万円、39万7,600円、第3項特別損失1,000円、0、第4項予備費144万9,000円、0。

平成28年3月31日、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。主な内容につきましてご説明いたします。

次のページにキャッシュフロー計算書、この計算書は現金の収入と支出の動き、資金として必要な現金の出し入れをあらわした表です。会計制度変更に伴い新たに添付する表でございます。

次ページ以降に、4ページに損益計算書、5ページに剰余金計算書、7、8ページに貸借対照表、9ページに事業報告書を添付しております。

11ページをお願いします。

3、業務の下の表、(2) 事業収入に関する事項でございます。本年度の収益的収支につきまして、事業収益が合計1,937万2,177円となります。対前年比で36万5,346円の増額、比率で1.9%の増となります。年間有収水量、こちらが18万4,335立米、前年度と比較しますと1万7,557立米の減、比率で8.7%の減となります。

1ページめくっていただきまして、13ページをお願いします。

13ページの収益費用明細書、収入の款1 水道事業収益、項1 営業収益の節1 料金収入で、契約料金が対前年比で16万6,275円の増額、超過料金が4万410円の減額、項2 営業外収益の目5 雑収入、節1 雑収益で、企業負担金、消費税簡易申告に伴う差額が13万5,797円の増額となったことが主な原因でございます。

前ページ、12ページの3、事業費用に関する事項でございます。営業費用につきましては、平成27年度は合計1,533万5,342円となって、対前年比で274万7,604円の増額、比率で21.8%の増額となっております。主なものとしたしましては、平成26年度からの会計制度の変更に伴い、これまで受けた補

助金についての固定資産減価償却費560万3,981円を計上することになったものが主な要因でございます。明細は14ページの支出に記載しております。

申しわけありませんが、6ページまで戻っていただきたいと思えます。

6ページに平成27年度西原村工業用水道事業剰余金処分計算書（案）がございます。当年度の未処分利益剰余金につきましては、868万5,230円でございます。建設改良積立金に300万円を積み立てることといたしております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、平成27年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第8、報告第3号、平成27年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、平成27年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成27年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告する。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いいたします。

健全化比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があります。表の右側に記載してあります早期健全化基準に対しまして、中央に平成27年度の比率を掲載し、各比率が基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

まず、実質赤字比率は一般会計の実質収支額について分析するもので、3億475万円の黒字になりましたことから、実質赤字比率として数値にあらわ

することができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計及び中央簡易水道事業特別会計を加えた実質収支額で、全ての会計において黒字でありまして、合計で5億5,022万円の黒字になりましたことから、連結実質赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源と公営企業債充当の繰入金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3カ年平均で、なお分子分母ともに普通交付税の標準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準25%に対して4.5%という結果となりました。

次に、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰り入れ見込み額、一部事務組合等負担等見込み額、退職手当負担見込み額等の将来負担額から充当可能基金及び標準財政需要額算入見込み額を差し引いた額を分子といたしまして、分母といたしましては標準財政規模から標準財政需要額算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございますが、分子がマイナスとなり、将来負担比率として数値にあらわすことができないということでございます。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲内であることから、西原村の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、中ほどからの資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業として工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。平成27年度の決算において貸借対照表の流動資産合計1億6,106万4,000円に対して、流動負債合計が58万1,000円であり、差し引き額が1億6,048万3,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、公営企業法非適用企業として中央簡易水道事業特別会計の決算でございますが、歳入総額が8,369万2,000円に対して、歳出総額5,706万2,000円であり、歳入歳出差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰り越し額の810万円を控除した実質収支額が1,853万円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

したがいまして、両特別会計とも経営状態は安定しているということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告第3号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に平成27年度西原村健全化判断比率

及び資金不足比率の審査報告を求めます。

(代表監査委員 河上勝彦君 登壇 報告)

○代表監査委員(河上勝彦君)平成27年度西原村健全化判断比率審査意見書。

1、審査の概要、この健全化判断比率審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果としましては、内容についてはここに計上いたしておりますけれども、全体としまして特に問題はないと認めました。是正改善を要する事項につきましても、特に指摘すべき事項はありませんでした。

続きまして、平成27年度西原村資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果といたしましては、全体としまして特に問題は認めませんでした。是正改善を要する事項につきましても、特に指摘すべき事項はございません。以上でございます。

○議長(坂梨公介君)以上で、平成27年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君)質疑なしと認めます。

これで報告第4号、平成27年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君)異議なしと認め、次の会議は22日午前10時より、議事日程第3号のとおり行います。

本日は、これをもって散会します。

午後 2時10分 散 会

第 3 号 (8 月 2 2 日)

平成28年第3回西原村議会定例会会議録

平成28年8月22日、平成28年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年8月22日（月曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 承認第15号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第14号）西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 2 | 承認第16号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第15号）工事請負契約の解除について」 |
| 日程第 3 | 承認第17号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第16号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」 |
| 日程第 4 | 承認第18号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第17号）平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 5 | 承認第19号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第18号）災害等廃棄物処理の事務の委託について」 |
| 日程第 6 | 承認第20号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第19号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」 |
| 日程第 7 | 議案第42号 | 西原村選挙公報の発行に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第43号 | 平成28年度西原村一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 9 | 議案第44号 | 平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |

- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度西原村介護保険特別会計補正予算
(第 1 号) について
- 日程第 1 1 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度西原村後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 2 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度西原村中央簡易水道事業特別会計
補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 3 同意第 3 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて
- 日程第 1 4 発議第 7 号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 1 5 組合議会報告
- 日程第 1 6 委員会報告
- 日程第 1 7 委員会の閉会中の継続調査申し出について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	坂 園 まゆみ 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	堀田直孝君
産業課長	海東義朗君
住民課長	佐藤光弘君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、承認第15号、専決処分の報告及び承認について「（専第14号）西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、承認第15号についてご説明いたします。

承認第15号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚あけていただきますようお願いします。

専第14号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年西原村条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年6月30日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

この条例の改正につきましては、平成28年熊本地震に伴い、西原村の復旧・復興等に従事するため、地方自治法第252条の17に基づき他の自治体から西原村に派遣される職員に対して災害派遣手当等を支給する必要がありました。そのため、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、早急に施行する必要がありました。そのため、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

ここから、皆さんにお配りしております別紙の西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要によりまして、内容の説明をさせていただきます。

概要2をごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、平成28年熊本地震に伴い西原村の復旧・復興等に従事するため、地方自治法252条の17に基づき他の自治体から西原村に派遣される職員に対して災害派遣手当等を支給する必要があります。そのため所要の改正を行う必要があります、関係条例の整備を行うと

いうものでございます。

内容でございますが、一部を改正する条例ですけれども、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第20条の次に第20条の2を加えるというものでございます。

第20条の2の内容につきましては、「災害派遣手当、武力攻撃災害派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は」ということで、この分に規定する職員が住所または居所を離れて本村の区域に滞在することを要する場合に支給するというものでございます。

下のほうに表がありますけれども、別表第2の次にこの別表第3を加えるというものでございます。

本村の区域に滞在した期間が、期間区分でございますけれども、真ん中の表の公用の施設またはこれに準ずる施設に1日につき3,970円を支給するというものでございます。アパート等に住みながらうちの西原村に通勤をして、本来の住所を離れて西原村で業務に従事をするという場合に支給するものでございます。

施行期日でございますが、平成28年7月1日でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第15号、専決処分の報告及び承認について「（専第14号）西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第15号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第2、承認第16号、専決処分の報告及び承認について「（専第15号）工事請負契約の解除について」を議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）承認第16号について説明いたします。

承認第16号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分

した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第15号、工事請負契約の解除について。

次のとおり公共工事契約を解除したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定及び地方自治法179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成28年6月30日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、工事名、鳥子工業団地第2調整池整備工事。
- 2、契約金額5,900万9,846円（税抜き額5,463万8,747円）。
- 3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役日置一登。
- 4、工期、平成28年2月1日から平成28年6月30日まで。
- 5、契約解除の日、平成28年6月30日。

今回の報告及び承認につきましては、村長の提案理由でも述べられましたように、1月28日開催の平成28年第1回臨時議会において工事請負契約の締結、平成28年3月議会定例会におきまして工事請負変更契約の締結を議決いただきました鳥子工業団地第2調整池整備工事につきまして、平成28年4月14日及び4月16日に発生しました熊本地震によりまして工事の続行が不可能と判断し、地方自治法179条第1項の規定により、工事請負契約の解除を専決したものです。

6月定例議会におきます全員協議会の中では工事は中断しておりますと申し上げましたところ、早目に決断をとの意見をいただき、検討の結果、契約工期も6月30日までであり、6月20日から21日の梅雨前線豪雨による災害も多発し、工事の続行より水道施設、道路等のライフライン、応急処置工事等を優先し、余震も続いておりましたので二次災害の危険もあり、工事の中止を決定いたしました。

他の工事につきましても全て中止し、出来高による変更契約、検査を行っているところです。

受注者の日置工業株式会社とは、工事請負合意解除契約書を取り交わし、施工済み分、現況の盛り土の整形、安全対策を行ってもらい、出来高額の精算を行い、変更契約をする予定としております。

以上でございます。審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）請負工事契約の解除ということで、私のほうからどちらか決断するべきというお話をしたところでありましてけれども、やはりこのような未曾有の災害の中では、通常事業関係は一時中断並びに中止を一度経て、新たな、もうちょっと通常時に戻ってからの施工という形を選ばれたということで、評価しております。

その中で、この事例がなかなかないというお話だったものですからちょっと確認です。今の確認で、契約発注側と受注側、甲乙協議のもとで合意したということですので、その辺の手続は間違いないと思います。

今回、出来高が発生しておるというところでありまして。暫定計といった形でありますので、その辺をちょっと確認なんですけれども、出来高調書で例えば着工部分が3割程度だったとするとということになると、今度は経費の関係が出てきますよね。その辺、これ非常に落札比率からすると低かったと。しかし、3割未満ということであれば経費率的には上がる可能性があるのかなというふうに推測しています。

あと、一時期中断しております中断の部分、当然、機械等とはとまれて経費だけがかさんだということでありまして、その辺の処理が可能なのかということと、次年度以降のまた発注になると思います。そういったことで、数量の確定が非常に重要になってきますので、その辺、来年度なのか、今年度中にまた対応するのかということをお答え願えますでしょうか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）諸経費につきましては、先ほども申しましたように、現場もご存じだと思いますが、盛り土の整形等がまだ終わっておりませんし、確認したところ今週中ぐらいから機械を入れて整形を行いますということで、そういう全てが終わってから出来高を出してもらおうようにしておりますし、率については30%ということでご報告しておりましたが、出来高がまだちょっと出ておりませんので正確な数字がわかりませんが、確におっしゃるとおり、率が金額的に低ければ若干上がるというようなこととなります。その分についてはいたし方ない部分もあるかと思いますが、その辺はまた協議しながら進めたいと思っております。

また、2つ目の時期につきましては、工業団地のほうの企業さんの進捗ぐあいもあわせて、時期がいつになるかはなかなかはっきりしませんけれども、ある程度落ちついてから、来年度になるかと思うんですが、改めて発注というぐあいになるかと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今の答弁で少しだけ再確認ですけれども、精算を今度やるという話です。一度契約を解除されておりますのでその辺を重々注意されてやっていただきたいというのと、今回のやつは5,000万円を当初から超えていたということで、議会承認が要るということです。解除に関しても当

然ですけれども、変更契約に関してのやつが議会承認がまた上がってこないかんのかなとも思いながらも、解除という話ですので、その辺新たに、単費だったと思いますけれども、単費の契約書を別につくって、同じ工事名で番号だけ違ってという形で処理したほうが良いというふうにこちらから思うんです。その辺も含めてわかりますか、産業課長。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）県の管理課のほうにも確認をいたしまして、変更契約につきましては同じようにできますが、次、新たに発注するときは、工事名等につきましては同じ工事名は一度ここで解除しておりますので使えないので、十分その辺は注意してくださいということで伺っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）質問の趣旨がちょっと違って聞こえたようではありますが、議会承認があるやつを、契約は解除しましたが変更契約は経ていけませんので、この契約だけが解除というやつです。精算事業に関して別途契約書を結ばんと契約できないような流れに逆に言うようになりますので、契約をここで解除しました、承認しましたということになると今までやったやつの中の精算する契約書がないような感じも受けるものですから、変更契約の議会承認も要るんじゃないかと思って今の件は聞いたのと、整地をするのに、逆に言うと新たなちょっとした契約書でも結んでおくとまずいんじゃないかという思いで聞いておりますので、その辺大丈夫ですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）今回、契約の解除につきましては条例に基づいて提案させていただいておりますが、変更契約についてはもうかける必要がないというふうに管理課から伺っております。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。企画課長にちょっとお尋ねします。

今、産業課長より、あと工業団地の企業さんとの進捗状況を見てからということで今度の工事を行うというようなことでしたが、その企業さんたちとの連絡というんですか、そういうのは企画課長がやるのかな、この工事は産業課、そういう企業あたりは企画課長というふうに認識しておりますので、どういうふうになっているのかをちょっとご報告をお願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまご質問がありましたけれども、契約解除につきましてはこの議会で初めて知ったような状態でございます。中身については、当然ながら未曾有の災害でございます、進捗はしていないということで、何度か見には行っております。どのようになるかを見守りなが

ら、企業さんとの話の中では、一応調整池について、関係するならば早急に産業課のほうにお願いするところがございますけれども、今の段階では、今でき上がっている企業さんの敷地内で特別に影響するものはございません。

また、増築あたりの計画がございますけれども、今の段階で増築の中でも、増設ですか、会社の増設の中でも今の第2調整池についての利用するというか、それを今後、その中で一応処理するというような形は今とっておりませんので、今のところは特別に完結するような状態ではございません。

今後、第2調整池が必要ということになるような計画があるならば、産業課とあわせて早急に建設を再度お願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番、山下です。

調整池の件ですけれども、今、調整池は穴が掘ってあります。それで今工事が中断しておりますけれども、安全性を考えた場合に、あそこにタイガーロープか立入禁止とかの札は立てられるのか立てられないのか、回答をお願いしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）安全対策につきましては、若干、おっしゃるとおり掘削もしてありましたので、ちょっと高い部分につきましては、くいを打ってトラロープで安全対策をとってもらうように指示をしております。

○6番議員（山下一義君）まだしてありませんので、大至急お願いしたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第16号、専決処分の報告及び承認について「（専第15号）工事請負契約の解除について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第16号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第3、承認第17号、専決処分の報告及び承認について「（専第16号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君)承認第17号についてご説明いたします。

承認第17号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚あけていただきまして、専第16号、平成28年度西原村一般会計補正予算(第4号)。

平成28年度西原村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,826万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,880万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月30日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

この補正予算につきましては、平成28年熊本地震に伴い、西原村の復旧・復興に従事するため、地方自治法第252条の17に基づき他の自治体から西原村に派遣される職員に対して、その経費を計上させていただいたものでございます。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、1億5,060万8,000円の増額補正でございます。特別交付税の増でございます。

款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金3,765万2,000円の増額補正でございます。財源不足分の財政調整基金繰入金の増でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目15震災対策費1億8,826万円の増額補正でございます。地方自治法派遣職員の災害派遣手当等2,407万6,000円、それから派遣職員の民間住宅借り上げ家賃等958万円です。そして派遣職員の給与等負担金1億5,340万4,000円、以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長(坂梨公介君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員(中西義信君)2番、中西です。

この金額は多分二十数名程度とこの間伺ったんですけれども、現実にそれで足るのか。人員の問題です。人員がそれで補充はいいのかという。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今の積算につきましては24名分で計算をしているところです。熊本県を通して今、全国知事会のほうにも要望させていただいておりますけれども、現在、16名の方が九州管内から来ていただいております。今後その追加分についてはお願いをしているところです。

今のところは、県のほうでもうちのほうから要望のうち24名分というような形で、うちの西原村としては必要だというふうな形になっておりますので、その分で当面はいきたいというふうに思っております。以上です。

○2番議員（中西義信君）他の地方団体さんから来ていただく補充といいますか、協力をしていただける人数が24名で足るのかと聞いたかっただけです。24名あれば大体やっていけるのかなと思って。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今のところは、これで当面の分はしていくところがあります。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第17号、専決処分の報告及び承認について「（専第16号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第17号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第4、承認第18号、専決処分の報告及び承認について「（専第17号）平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 堀田直孝君 登壇 説明）

○税務課長（堀田直孝君）それでは、承認第18号についてご説明いたします。

承認第18号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求

める。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第17号、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例（平成28年西原村条例第21号）の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年7月1日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の条例の一部改正につきましての趣旨としましては、第2回の定例議会において可決していただきました条例ですが、当時、国民健康保険におきましては、国の減免に関する財政支援基準が決まっておりました。その後、議会終了後に基準が示され、村民の国民健康保険税の負担軽減を図るための措置で、本条例の一部を改正し、国民健康保険税においても負担の軽減を図り、災害から早期な復旧・復興を図るという趣旨でございます。

本条例は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月14日から適用する必要がありましたので、専決処分とさせていただきました。

主な内容としましては、災害による被害を受けたことによる主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を受けた世帯は全部減免、災害による被害を受けたことにより主たる生計維持者が行方不明となった場合は全部減免、一つ、災害による災害を受けたことにより主たる生計維持者が、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる場合は、2ページの表1、表2による申請減免、一つ、災害による主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯につきましては、全壊は全部、大規模半壊、半壊は2分の1減免するというものです。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第18号、専決処分の報告及び承認について「（専第17号）平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、承認第18号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、承認第19号、専決処分の報告及び承認について「(専第18号)災害等廃棄物処理の事務の委託について」を議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 佐藤光弘君 登壇 説明)

○住民課長(佐藤光弘君) 承認第19号につきましてご説明いたします。

承認第19号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第18号、災害等廃棄物処理の事務の委託について。

西原村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、村の災害等廃棄物処理の事務を委託するため、次の規約の案により熊本県と協議するものとする。

平成28年7月5日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

これは、熊本地震災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を熊本県に委託する規約の制定です。

本来、一般廃棄物は市町村が管理処理を行わなければなりません。今回の熊本地震による災害等廃棄物を益城町のテクノ団地東側の熊本県が所有する土地に搬入し、管理を熊本県に行ってもらう規約の制定です。

規約ではありますが、地方自治法第252条の14第1項の規定中に地方自治法第252条の2の2第3項を準用するようになっており、そこに関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないようになっており、また、県の規約関係で施行日を議会前に行わなければならないため、専決処分とさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員(林田直行君) 7番、林田です。

こういうことで、県との事務委託をやりながら産業ごみといいますか、その処理を早くするというございですが、現在、グラウンドに大分災害ごみがたまっておるといいます。もう県のほうに搬入もやっておるといような状況でございしますか。

- 議長（坂梨公介君）住民課長。
- 住民課長（佐藤光弘君）一部、瓦等は搬入を行っております。木材等につきましては、まだ県のほうの準備等ができておりませんので、まだ搬入には至っておりません。以上です。
- 議長（坂梨公介君）7番、林田議員。
- 7番議員（林田直行君）わかりました。
- 今後も、自治体の入った解体がだんだん進んでいると思いますので、早急に木材関係のほうもやっていただくなら、早く回収というか解体が進むのじゃないかと思っております。そうすれば復興の兆しが少しずつ見えてくるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。
- それから、一応これは災害復旧のこういう委託で決めるということで、災害復旧が終わったらこれはなくなるというような解釈ですか。どうしたものか、ちょっとお尋ねします。
- 議長（坂梨公介君）住民課長。
- 住民課長（佐藤光弘君）これは、復興が終わりましたらば一応、契約の解除という形になるかと思っております。
- 7番議員（林田直行君）わかりました。
- 議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。
- 1番、坂本議員。
- 1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。
- 村民グラウンドのほうは今、木くず、解体の木等がたくさんありますけれども、前回、粉砕機を置かれるというふうになっておりました。こちらは今現在どういうふうな状態で、山のようになっている木くずは処理されるのでしょうか。
- 議長（坂梨公介君）住民課長。
- 住民課長（佐藤光弘君）後ほど、一般のほうで専決されている補正予算の中にも上がってくると思いますけれども、Eコートのように粉砕した廃棄物の一時保管等をつくって今も施工しているところなんですけれども、そちらのほうで早目に保管をしたいということで今やっているところです。以上です。
- 議長（坂梨公介君）坂本議員。
- 1番議員（坂本隆文君）坂本です。
- ということは、今現在はそこに木くずをためている状態というふうにご考慮でよろしいのでしょうか。
- 議長（坂梨公介君）住民課長。
- 住民課長（佐藤光弘君）ほかの廃棄物を、先ほど言いました瓦とか、そういうのはもう県のほうで受け入れができますので、そちらのほうを早目に県のほうに引き取っていただいて、そちらのあいた部分に木材等を置いて処理といたしますか、仮置きをしているというような状況です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。これは要望ですので、答えは要りません。

県との契約の中で、多分、大日本スクリーンの跡地、県のテクノセンターのところだろうと。今、住民課長が申しあげましたように、今は瓦のみの搬入というふうになっていると思いますけれども、当然、グラウンドがいつぱいになった場合には処分場とか保管場も向こうのほうに移すというふうになります。これは、私も益城町をしょっちゅう通ります。特に、寺迫というところがあります。あそこはひどく被災されているところですが、木片がかなり落ちています。それにくぎがぬかっていたり、それでパンクする車が今非常に多いと聞いております。

ですから、この辺も今パトカーが毎日ではございませんけれども巡回でパトロールしているのを何回も見ましたし、益城町あたりもしょっちゅうパトカーがパトロールしておりますので、ぜひ業者さんにその点を十分、木片の落下物、特にくぎがついている分については、非常にこれは交通的にも妨げて迷惑になりますので、ご指導をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第19号、専決処分の報告及び承認について「（専第18号）災害等廃棄物処理の事務の委託について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第19号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第6、承認第20号、専決処分の報告及び承認について「（専第19号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）承認第20号についてご説明いたします。

承認第20号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条

第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第19号、平成28年度西原村一般会計補正予算(第5号)。

平成28年度西原村の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,366万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年7月25日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。

起債の目的、災害対策債(災害廃棄物処理等事業)。

補正前ですけれども、限度額3億560万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。

補正後でございますけれども、限度額のみ補正を行います。限度額を3億608万6,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税194万4,000円の増額補正でございます。特別交付税の増でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金243万円の増額補正でございます。災害廃棄物処理事業補助金の増額となっております。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7震災対策費486万円の増額補正でございます。災害廃棄物仮置き場舗装工事486万円でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第20号、専決処分の報告及び承認について「（専第19号）平成28年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第20号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第7、議案第42号、西原村選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、西原村選挙公報の発行に関する条例の制定について。

西原村選挙公報の発行に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第172条の2の規定に基づき、西原村の議会議員及び村長の選挙において発行する選挙公報に関し必要な事項を定める条例を制定する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております西原村選挙公報の発行に関する条例案の概要についてで説明をさせていただきたいと思ひます。

条例案の概要をごらんください。

まず、条例制定の趣旨でございますけれども、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、西原村の議会議員及び村長の選挙によって発行する選挙公報に関し必要な事項を定めることを目的として、西原村選挙公報の発行に関する条例を制定し、関係条例の整備を行うというものでございます。

内容につきましてでございますけれども、公職選挙法第172条の2で「市町村の議会の議員又は市町村長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第167条から第171条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。」となっております。

そこで、今回制定する西原村選挙公報の発行に関する条例でございますが、第1条で、公職選挙法に基づき西原村の議会議員及び村長の選挙において発行する選挙公報に関し必要な事項を定めるという目的でございます。

第2条で、選挙公報の発行でございますが、「選挙管理委員会は、前条の選挙が行われるときは、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに1回発行」するということです。

それから、第4条で選挙公報の発行の手続ですが、選挙管理委員会は、掲載の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載するというものでございます。

それから、選挙公報の配布ですが、第5条で「選挙公報は、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙期日の前日までに配布する」というものでございます。

施行期日が公布の日となっております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

選挙公報が久方ぶりに発行されることになりまして、大変喜んでおります。

私がお尋ねしたいことは、地震災害がありまして、住民も例えばみなし仮設に入ったり、必ずしも村内におられない方もおられたり、また各集落も全壊、半壊して、現在地が臨時に避難しておられたり、いろいろと把握が難しいのではないかというふうな懸念があります。その点、選挙公報の配布方法として具体的にどのようにされるのか、郵送で届くところと届かないところもあるかもわかりませんし、また、区長といいましてもそれぞれの住所地がわからないという方もあると思います。全員に行き届くということは大変困難を伴うと思いますが、その辺どのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）配布方法につきましては、今、議員さんからお話が合ったとおり、区長さんとかを通しては村の選挙の場合には期間的に間に合わないということで、郵便局から直接それぞれの家庭のポストのほうに郵送といたしますか、配達していただくということを予定しております。

住所につきましては、それぞれ郵便局のほうに移動届を届けられているところにつきましては、それを利用して一応配達で行うということで予定しております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。2点ほどお尋ねします。

選挙公報ということは非常にいいことだと私は理解しております。

まず、1点目なんですけれども、公選法に基づく第167条から171条までの規定により、条例で定めるところにより選挙公報を発行することができるということですが、県内の選挙公報の発行状況、いわゆる自治体は何自治体今発行しているのかというのが一つ、もう1点が、この様式については、これは各独自の選管が指定様式で決定するのか、それとも国政あるいは県政レベルの、それから現在選挙公報を発行している市町村を参考あるいはモデルにして発行するのかという、この2点お尋ねします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今のまず1点目の発行状況でございますけれども、平成27年12月現在で25自治体で選挙公報の条例制定をされておりますので、ここのところについては発行されているというふうに認識しております。

それから、様式の決定でございますが、ほかの市町村の選管が出されている分も参考にしながらですけれども、決定するのはこの条例の制定後、西原村の選挙管理委員会の規定の中で、ほかの町村の状況を見てもその中で様式の決定をされてるということですが、様式についてはもうほとんど余り変わらないような状況ですので、それに伴ってほかの町村を参考にして制定することになると思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございました。

できればもっと早くこれをやっておけば、住民の方々ももっと選挙を身近に感じたんじゃないかというふうに思いますし、今回は特にこういう震災の後で、選挙なんかという住民の方もかなりいらっしゃいます。広報紙という形でこういう取り組みをやるということは非常にいいことですが、さっき田島議員が言われたように、懸念するのはどうやって、さっき総務課長が言われたとおりですが、住民の方々のお手元にこれが届くかということが一番心配される場所です。仮設団地、これは区長さん方も実際避難されている方もいっぱいいらっしゃる。移動届を出されている方が全員じゃないかと思えますけれども、できるだけ調査をした上で、告示日からもう期間がありませんので、できるだけ速やかにお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、西原村選挙公報の発行に関する条例の制定について、原案ど

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 11時06分)

(午前 11時20分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、議案第43号、平成28年度西原村一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号、平成28年度西原村一般会計補正予算(第6号)。

平成28年度西原村の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億977万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億8,344万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、8、公共土木施設災害復旧事業債(道路橋りょう災害復旧事業)、9、農林水産業施設災害復旧事業債(農地等災害復旧事業)、限度額2億円、9の農林水産業施設災害復旧事業債については1,413万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。

償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえるこ

とができる。

次に、2、変更。

起債の目的でございますが、臨時財政対策債。

それから、左の分ですが、補正前、限度額1億470万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

補正後でございますが、限度額のみ補正があります。90万円プラスして1億560万円。その他、起債方法、利率、償還の方法については補正前と同じでございます。

続きまして、補正の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税2億5,817万2,000円の増額補正でございます。普通交付税、それから特別交付税の増額による補正でございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目4災害復旧費負担金1,900万円の増額補正でございます。農地等災害復旧費負担金となっております。

款14国庫支出金、項2国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金4億円の増額補正、道路橋りょう災害復旧費負担金でございます。

同じく、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金4,090万円の増額補正、地方創生加速化交付金の増額でございます。

同じく、目8災害復旧費国庫補助金2,000万円の増額補正、道路橋りょう災害査定設計委託費補助金でございます。

9ページをお願いいたします。

9ページの上のほうになりますが、款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金2,990万9,000円の増額補正、地域支え合い事業補助金及び応急仮設住宅維持管理補助金でございます。

同じく、目3農林水産業費県補助金8億3,991万7,000円の増額補正でございます。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金等でございます。

同じく、目4災害復旧費県補助金5億902万9,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧費県補助金等でございます。

それから、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金2億2,386万2,000円の増額補正、これは財源不足分の財政調整基金の繰入金でございます。

それから、下のほうになりますが、款19繰越金、項1繰越金、目1

繰越金 2億4,475万円の増額補正でございます。前年度剰余金確定によるものでございます。

10ページをお願いします。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入1,241万円の増額補正でございます。事業用仮施設整備支援事業助成金等でございます。

それから、款21村債、項1村債、目6災害復旧事業債 2億1,413万円の増額補正でございます。道路橋りょう災害復旧事業、それから農地等災害復旧事業によるものでございます。

次に、11ページからの歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費 1億5,300万円の増額補正でございます。決算に伴い財政調整基金への積み立て分です。

目15震災対策費6,377万6,000円の増額補正でございます。日本一元気な西原村再生プロジェクト事業委託費及び応急仮設住宅地内仮設店舗ユニットハウス設置工事などでございます。

目16震災復興費990万5,000円の増額補正です。復興計画策定業務委託等でございます。

14ページをお願いします。

一番下になりますが、款3民生費、項1社会福祉費、目10震災対策費 2,446万2,000円の増額補正です。地域支え合い事業業務委託料等でございます。

16ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7震災対策費6,193万8,000円の増額補正でございます。災害廃棄物処理業務委託料の減額、災害廃棄物破砕機リース料及び益城・嘉島・西原環境衛生施設組合災害特別負担金等の増額補正でございます。

17ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目11震災対策費10億8,000万円の増額補正でございます。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金でございます。

18ページをお願いします。

中ほどになりますが、款7土木費、項2道路橋梁費、目3震災対策費 2,100万円の増額補正でございます。道路施設応急復旧工事費等でございます。

19ページをお願いします。

款9教育費、項2小学校費、目3震災対策費1,862万5,000円の増額補正でございます。準要保護児童就学援助費等の増額補正でございます。

20ページをお願いします。

中ほどになりますが、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧

費、目1 現年度農地等災害復旧費 6億6,079万2,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧工事費等でございます。

同じく、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 現年度災害復旧費 7億200万円の増額補正です。道路橋りょう災害復旧工事請負費等でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番議員、中西です。

新しく萌の里の仮設ができることはいいことだと思っておりますが、交通安全対策の問題です。今、入り口、出口というふうになんか新しく2つ作成されておりますが、下校時とか相当な人数が、朝はまだ大丈夫だと思えますけれども、7時には出発ですから。品物を持ってこられる方はもう早くから持ってこられるからそんなには問題ないと思えますが、午後が、特に水曜日は集団下校で、驚くような人数があそこを通ります。月に2回ほど、益城町にあります農園さんも休みです。そういうのもありますから、交通安全対策に対して何かお考えはあるかどうかをお願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまお尋ねの部分につきましては、委託の相手方につきましては株式会社萌の里ということでございまして、ご存じのように、萌の里のほうも施設の中で駐車場の出入りについては警備員を設置されているということで、今回の仮設店舗につきましても警備員を置いていただくようにこちらのほうからお話をさせていただいております。当然ながら今回の渋滞を、道路も狭うございますし、また子どもたちも行き来をするということで、その辺も踏まえたところで、萌の里のほうには十分そちらのほうで対応していただくということで協議が終わっております。以上でございます。

○2番議員（中西義信君）了解しました。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

予算規模も、通年の2.二、三倍ぐらいになって、100億円という大規模な予算措置をされております。その大半が災害復旧費ということですが、ページ数でいいますと20ページ、現年度農地等災害復旧費で工事請負費で5億円、委託料で1億5,700万円ほど計上されております。産業課長にちょっとお尋ねしますが、施設、農地を含めて現年度の災害復旧の件数は何件ぐらい上がっているのか、それと、今どういう進捗状況で、査定がずっとあると思うんですが、そういうことで進められているのかというのが1点。

それから、補助率増嵩をやった場合の現年度の農地災害の復旧費の受益者

負担というのが何%ほどになるのか。激甚ですので、当然9割というのは念頭に入った上での話です。どれだけ増嵩で上積みをして、どれくらいのパーセントになるのかということをお尋ねします。以上です。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）まずは件数のお問い合わせですが、今でも調査をしながら、農家さんから申請が上がって、まず負担金の問題が先ほど言われましたようにありますので、調査を続けているというか、申請が上がった部分の現場を見ながら幾らぐらいかかりますけれどもされますかということで、おおよそ農地、施設とも200件以上あるのではなかろうかと考えております。

それから、査定につきましては、申請は今言いましたように調査中でございますので、今月末から災害査定をどんどんもうずっと、下手すれば毎週になるかと思うんですけれども、二、三十件ずつ、下のほうにそのあたり、発注者支援委託ということでしております。

今、応援のほうは、先ほど中西議員からも質問がありましたけれども、現在3名、山鹿市さんと佐賀県の武雄市さんから応援に来ていただいて、4名状態です。公共につきましては、佐賀県、宮崎県、熊本県さんから6名、それから職員が3名がおりますけれども、農災のほうはちょっと人数が今少ない状態でございますので、今月末から査定を受け出すということで、正確な金額というのは今後、今からということになってまいります。

それから、率でございますが、補助率増嵩申請も同時に本年中に済まさなくてはなりませんので、おっしゃるとおり9割以上、もう激甚指定は間違いありませんので9割ということですが、一応、農地については90%、それから施設につきましては96%ぐらいを見込んでおります。農地につきましてはもう少し上がるかもしれませんが、一応確実なところで90%、それから施設については96%のところで見込んでおります。以上です。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございました。

もうご存じと思いますが、施設の場合にはいわゆる道路水路、これは利用者も複数いますので、負担が今答弁でありました96%、いわゆる4%負担というような形になります。施設の場合には10人おれば負担金を10で割ればいいわけですがけれども、農地の場合が非常に、今言うならば激甚90の90%、そういうのが増嵩で全然上がらんとかと言いたいところですがけれども、これは正確な数字は出ないと思います。ですから、農地の場合には個人さん負担というのが非常に重くのしかかってくるわけです。出しても1割負担せんならん、大規模だったら間知ブロックでついた場合、1,000万円かかったとした場合に100万円負担せなんという形になりますので、できるだけ農地のほうの増嵩で負担率を軽減していただくよう努力をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）今、補償のほうだけ90と96ということで申し上げましたけれども、村の負担もございまして、村のほうで農地につきましては35%、施設については50%の負担があって、さらにその残りの個人負担ですので、その辺では安目に、若干安くお知らせしているところです。

また、確かに増嵩、それから連年災です。ただ、連年災につきましては、ご存じのように、もう過去には余り災害があっておりませんので望みはちょっと薄いかなと。補助率増嵩だけが頼みの綱かなと私も思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございます。

最後に1点、じゃ激励を込めてお尋ねしますが、今、村の負担部分を勘案していなかったということで、35%農地についてはですね。どうしても施設のほうで安くなってくるというのはこれはわかったことですが、農家さんの負担というのが確かに通常だったら20%負担ぐらいになるわけですよ。なので、今回激甚ですから、それに村の負担が35%と言われてたんですね、かかってきて、それでも6.5%ですから、できるだけ農家さんの負担を軽減していただくようお願いいたしたいと思います。

当然これは、件数が今200件以上と言われたので、現年だけではこれは当然恐らく入札関係もできないと思います。来年度も繰り越しという形か継続という形になると思いますので、特に、畑は恐らく災害に出したところは限度額というのがありますから少ないと思いますが、田んぼがほとんどじゃないかなと理解しています。田んぼの場合には来年も田植えができないということにもなりかねますので、できるだけ速やかに施工もお願いいたしたいというふうに思っております。以上です。終わります。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）12ページの震災復興費で、復興計画策定委員とか復興計画策定ということで書いてあります。これは、これから西原村民の将来の展望といいますか、どのように各人暮らしを成り立たせていこうかということで、将来の展望が得られるかどうかという大変大事な予算だと思います。その際、業者委託ということで計画して、業務委託ということでコンサル会社に委託するだけなのか、また、村内の有識者も多数おられますし、村民もいろいろ意見を言いたいという気持ちがたくさんあるんじゃないかと思います。やはり有識者会議あたりを選定して議論に参加するというふうなことをしなければ、復興計画がぼんと出てきて、それに対して賛成だとか反対だとか後から議論をしていくのでは手おくれになると思いますので、途中で議論に参加できるような何らかの流れが組み込まれているのかどうか、お尋ねします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今から復興計画を立てていくわけでございます。よその町村では住民に意見を求めたりというような話もございますけれども、聞いてみますと、いろんな個人的な要望がかなり多いということで、全体的な話がなかなか見えてこないようなお話も聞きます。私の村でもそういったこともございますので、いろんな各種団体、学校関係とか農業関係、商工関係、いろいろございますけれども、そういった団体の方々にお集まりいただいて、そこで1回話をするならばと。それぞれの立場でご意見があると思います。そういうふうな中で、約30名近くぐらいを予定するならばということで、その中で意見を出していただいて、その意見をもとに復興計画を立てていくならばというふうに思います。

そして、意見を聞いたならば調整会議とか指針の方針の会議とかやっただいて、計画を年末まではつくりたいなというふうに思っております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

田島議員。

○10番議員（田島敬一君）今度は16ページです。

震災対策費ということとか合併浄化槽費ということで出ておりますけれども、一番下に合併浄化槽設置補助金968万4,000円と出ております。私が村内を回ったりする中で、かなり浄化槽が壊れているという話を聞きましたので、数を把握しようと思ひまして、たまたま知っている清掃業者がありましたので尋ねてみましたところ、概算で400件ぐらい壊れていると。これは合併浄化槽と単独浄化槽を合わせたの数字なんですけれども、これまで西原村では個人が浄化槽を設置しまして、それに対して合併の場合は村が補助するというで進めてまいりました。

しかし、これが突発的に地震ということになり、こういった400件もの数が壊れたということになりますと、やはり震災対策ということで公的な補助によって復興しなければ、そもそも浄化槽の役割というのは、下流の人たちがきれいな水を飲めるとか、そういった熊本の健康保健の管轄で非常に重視しなければならない中身ではないかと思ひます。浄化槽が壊れたままやむなく使っている人もおられますし、浄化槽が壊れているなら外でしようとしている方もおられると、こういうことではもうそもそも浄化槽がないのと同じでありまして、地下に埋もれている構造物ということで、そもそも破損の状況を公的に把握するという流れ自体がないのではないかと。それを把握するということは浄化槽清掃業者に尋ねてみればすぐわかることだから、それをやはり公的にしてもらって措置すれば到底このような少ない金額ではないと思ひますので、これは国・県に要望してもらって対策を立ててもらいた

いと思います。

5年後、10年後に大変な思いを下流域の方々、地下水に依存するというところで、非常に熊本都市圏は地下水問題には敏感です。そういったところで今後の働きかけをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）ただいま田島議員のほうで浄化槽が400件ぐらい壊れているというようなお話で、私たちも一応確認は……。ただ、400件全て壊れているというか、解体の部分もあるかと思しますので、単純に400件の皆さんが浄化槽が壊れているという数字では、そのあたり、取り壊しも相当あるのではなかろうかと思っております。こちら業者さんのほうにちょっと確認を、1社だけなんですけれども、五、六十件はやっぱり若干壊れているのではなかろうかというようなお話で確認はとっております。

今回、組み直しで震災費のほうにも上げていただいておりますけれども、一度、震災後、補正で10件ほど増額をさせていただきまして、現在55件分ぐらい見ております。これが通常の補助ですと5カ年計画の中で最終年度でございますので、一応その辺が今後、県の補助、国の補助がどうなるのか、この辺もまだはっきりわかりませんので今回までは計上いたしておりませんし、また修理につきましては、今のところ県のほうからも補助があるというようなことは聞いておりませんので、単独費になるとなればまたこれも厳しいものがあるかと思っております。

補助の申請につきましては、まだ来年度からの5カ年計画の中で、今後、ことし取り壊しをされまして来年からいろいろ新築等がふえてきた場合、来年度がちょっとふえてくるのではなかろうかと思っておりますので、その辺については計画をしっかりと立てたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）田島議員。

○10番議員（田島敬一君）大変前向きな答弁で、ありがとうございます。

県のほうも、この間申し入れに行きましたけれども、破損についての対策ということでは全くこれまで考えておられなかったような印象がございました。やはり西原村の破損の状況はこうですよということをしつかりと把握されまして、県のほうにも言うていただきまして、熊本県全体の、また特に熊本都市圏の保健衛生の問題にかかわることであるからということで、ぜひ話しにいていただきたいと思いますということを申し述べまして、終わります。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

ページは14、15あたり、住民課長にお尋ねしますが、ちょっと勉強不足で、15ページの地域支え合い事業というのはどういう事業なのかということと、

その下の児童措置費のところの子育てひろばの解体費用となっておりますが、現在、万徳のほうで大分利用されていたかと思いますが、その後の解体した後の計画というか、対策はどう練られているのか。

もう1点が、16ページの震災対策費の14で委託料、災害廃棄物処理業務委託料の5,500万円の減額ということで、そのかわりに災害廃棄物の破砕機リース料が5,000万円ぐらい上がっておるんで、そのいきさつというか、委託がだめになったからリース料でまたそっちへ補充して対策を練るというような感じなのか、ちょっと3点説明をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（佐藤光弘君）まず、1点目ですけれども、地域支え合い事業委託料ということで、これは国からの補助を得て、うちから社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいて、仮設のところに事務所を置きまして、健康状態とかいろんな形で、ミニデイとかそういうところに使う事業でございます。

それと、次に子育てひろばの工事解体事業ですけれども、一応解体した後には補助のいいものを探して、担当としては、まだ村長のほうには相談しておりませんが、そこに子育てひろばをつくろうと。今現在は保育園を利用させていただいて、保育園内で子育てひろばは続行させていただいているような状況でございます。

最後の16ページの委託料を減額して賃借料のほうに回したということで、前回の定例会の全員協議会の中でうちの担当の係長のほうから、まずは概算で委託料のほうに入れさせていただかないと今回からの数字が全然見えてこないということで、委託料のほうに数字を入れさせていただいて、その予算を今現在わかっている部分だけ振り分けているような状況でございます。

5,000万円という破砕機リース料というのは、事業自体は西原村がとり行いますので、その機械を借りると。そして、事業自体は村の事業だということでお借りするリース料ということでございます。

○議長（坂梨公介君）林田議員。

○7番議員（林田直行君）破砕機というのは、先ほど、前のことで質問があったかと思いますが、これは木材の破砕機というようなことで受けとめていいのですか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（佐藤光弘君）木材、それと畳類等の破砕と。特に木材の破砕機が主な借用というふうな形になるかと思えます。以上です。

○議長（坂梨公介君）中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

ページ12の仮設住宅のユニットハウス設置1,100万円とありますけれども、形状といいますか、建物だけなのか、それとも何か附属施設が一緒にあるのか、ちょっと内訳がわかればお願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君） ページ12の災害対策費の工事請負費の中の応急仮設住宅地内の仮設店舗ユニットハウスの設置工事でございますけれども、この中身につきましては今現在、商工会さんと協議中でございます、店舗関係、特に被災をされている方々を対象に、ユニットハウスを仮設住宅地内に建てるといふか、店を構えるといふことで、そちらの方々を一応募集しているところでございます。それとともに、被災をされている方々のために復旧相談事務所的なやつを、社協とともに災害復旧センターをこの中に一緒に設置するといふことで、今計画をしております。

ユニットハウス関係が大体7ユニット関係を設置させていただいて、約56平米を日常の雑貨、またはそこで食べられます弁当、素材関係をそちらのほうで販売させていただければというふうに考えております。以上でございます。

○2番議員（中西義信君） 機材等は中までは何にもしてないわけで、建物だけということかな。外側だけと理解していいのですか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君） 一応、基本的には補助事業でございます、これにつきましては、設備費は来ますけれども、中身になります重機関係、要は冷蔵庫だったり棚だったり、そういったやつにつきましては補助の対象外でございます、商工会さんまたは被災されておる店舗の方々がそこに持ち寄って、そちらで運営させていただくなどというふうに思っております。そういった機材につきましては、対象外になっておりますので置いておりません。以上でございます。

○2番議員（中西義信君） わかりました。

続きまして、住民課長さんに、10日ほど前ですけれども、益城町の仮設住宅に泊まれている80代のご夫婦のご主人のほうがうちの近くのナフコに来られまして、ちょっと体調不良、ぼけられまして、言葉は悪いですけれども動けなくなられまして、名前もちょっと思い出せないような形になられまして、たまたま携帯電話を持っておられましたから、そこから引っ張り出して何とか名前までわかって、仮設の自分が住んでいる場所もわからないような状況になられました。その方を結局、西原の消防署に連れていって、そこから病院に連れていってもらったんですけれども、その2日後ぐらいには元気になられました。そういうのが、たまたまナフコだったんですけれども、益城町の仮設の方だったんです。

今後、西原村でもそういう方が出てくることがあり得ると思うので、監査の意見の51ページとかにも健康に対して今後ちょっと何かいろいろ検討をお願いすると書いてありますけれども、そこらあたりの取り組む気持ちとか、何かいただければ助かります。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（佐藤光弘君）今、保健師が1名育休で休んでおりまして、それに応援が今1人来ております。その1人の方を仮設その他の被災された方の担当としております。先ほどありました地域支え合い事業、これは一応社協のほうに依頼をするんですけども、それと包括を含めて全体で協議しながら、仮設だけではなくて、既存の住宅におられる方についてまでケアを考えているというような状況でございます。以上です。

○2番議員（中西義信君）わかりました。

先ほどの質問のときも、萌の里の交通安全のときも言ったんですけども、実は、ナフコで助けた方は車を運転されて、来ておられました。それも何かちょっとわかっていないような状況におられましたものですから、今後、そういったことが事例としてありますので、検討していただき、また行動してもらいたいです。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

今回、非常に大きな補正額ということで、100億円を超えております。そういった中で、皆さん被災の状況はそれぞれですけども、大きな痛み、心のほうも相当痛んでおられるという中で的一般会計の補正予算です。

その中で、ちょっと産業課長に確認なんですけれども、住宅再建のほうは、それぞれ皆さん頑張ってやられる方と、復興住宅を含めて村の方向性を出して、今後の復興のもとをどうにか皆さんそれぞれが生活再建できるような方向で進んでいくかと思っております。

その中で、今回、災害復旧費の中の現年度分の農地等の災害復旧事業費ということで、工事的には5億円程度の予算ということであります。その積み上げでもうちょっと増額するのかなと思いつつも、非常に断念されておられる方も多く聞いております。負担額等のことで断念されたということで、そういった懸念材料の中に荒廃農地がふえるというところを非常に懸念しております。

当然、今回の場合は異常的な地震であったということでもあります。その件数等を実際把握されていると思っております。一度申請されて取り下げされたという過程を踏んでおりますので、その中で、隣接町村の中で旧長陽村は自己負担をもともと取っていなかったといった村でありました。南阿蘇村に合併した後に原則として受益者負担という形で、旧3町村全て受益者負担を取るというふうな方向性で南阿蘇村になりました。

西原村も当然受益者負担を取っているわけですけども、今後このようなことはないと思いますので、原則としては受益者負担を当然しいていくわけですけども、逆に言うと、農業委員会さんの委員さんがおられますけども、

荒廃農地をふやす可能性があるといったことで何らかの手だてをしていかないけない部分で、小規模農地、これを規定できております。100万円増額してありますけれども、これは全て単費ですよ。ということで、この単費100万円が災害の査定をされる前に落とした方等が使われると思いますけれども、逆に交付税措置がありますので、今回は特例でこういった形かわかりませんが、個人負担の軽減、この方向で激甚災指定はしてあります。また割り増し等も含めてありますけれども、極力農地等の個人の負担額がふえない方向といいますか、ほぼ0になる方向を今度は考えていかなければならないと思います。

今回は予算でありますけれども、幾分そういう方向性を考える余地がないのかどうか、まずは産業課長に聞いて、村長に最終的に答えたいと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確におっしゃるとおり、畑につきましては限度額が安くてオーバーする方がいらっしゃいます。なるべく近くであれば、150m以内であれば、それとくっつけて拾える分についてはなるべく拾ってあげると。どうしても原形復旧が基本でございますので、ブロック等で作るような場合はどうしても畑の場合、限度額をオーバーしてしまうということで、議員もご承知のとおり、下のほうで100万円増額をさせていただいておりますが、限度額5万円の小規模農地災害で復旧で、今、土羽復旧が主になってきますけれども、こちらの方をお勧めして、今そちらで前回100万円とらせていただいておりますけれども、今後ふえてくるだろうということで、さらにまた100万円増額をさせていただいております。

また、負担金につきましては、先ほど村上議員からもありましたように、確かに先ほど90%、それから村から35%ということで申し上げましたけれども、補助率増嵩で上がるかもしれませんけれども、負担についてはこれを全部村が負担するとなると、今回の場合相当な額になってくると思います。村長からずっと申されておりますように、今のままで村の負担だけでも年間予算を超えるような負担が多分あるかと思っております。

今回の場合、箇所数も相当多いし、金額的にも億単位、10億円以上を軽く超えることはもう目に見えていると思いますので、なかなか私としては、やっぱり個人財産でもあり、確におっしゃるとおり遊休農地がふえる可能性もありますけれども、なるべく小規模災害等を利用していただいて、遊休農地にならないように農家の方にも頑張ってくださいなと思っております。私としては以上でございます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）宮田議員がおっしゃることは十分に理解をいたします。

今回、農地災害等かなり発生をしております。そういう中で、自宅、生活

の拠点、住むところをなくされた方あるいは大規模な修理をしなくてはならない方、いろいろおられまして、畑までお金が回らないという方もかなりおられると思います。そこが宮田議員の言いたいところではなかろうかなというふうに思います。

私どもも、今回約400億円という被害総額と想定しております。まだ決定ではございませんけれども、その中で激甚だから1割、そしてまた、1割じゃないのが数多くございます。2割負担しなくちゃならない、あるいは4分の1負担しなくちゃならないということで、総合的に判断すれば1割の40億円じゃなくて60億円ぐらい負担をしなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中で、農地をどうするか、これ以上村が負担して農地の復旧を進めるのかとなりますと、我々も懐ぐあいを考えなくちゃなりません。本来ならばしてあげたいと、また個人的な思いはしてあげたいというところもございましてけれども、それにはまた予算も必要でございまして、農地災害も、上の面積が狭い面積であれば負担額もさらにまたふえてまいります、個人の負担は。そういったところにはそれぞれ土羽でそのままいこうかというようなどころもございまして。申請してもかなりの負担額ということで、後ずさりと申しますか、じゃもうやめとこうという方もおられますので、そういった方々が土羽でもうついてよかろうと、石垣はせんだ、土羽についておろうということになる方も多くおられます。

ということで、最大我々が支援するのは、そういった方々の要するに小規模災害の中に含めて、その小規模災害の限度額を少しでも上げるかというところは今後検討するところがありはしないかなというふうに思っております。この大きな災害の負担を西原村で見てくれと言われてもなかなかそれは大変しゅうございますので、そういったところで少しだけは対処できるところがありはしないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

非常に財源が、ここにおるみんな、あるいは誰も懐がわからない状況に多分なっておるというふうに思います。我々議会が7月25日、26日の両日にかけて国会陳情へ行ったわけでございますけれども、農水大臣、また農水省の幹部の方々の言葉の端だけつかむと、地方自治体が農地災害等の復旧事業に対して充てた一般財源に関しては交付税措置を行うということで、一番右の端、これでも相当額が入ってますけれども、ほとんど地元自治体の割合は3%とか4%とか、何かそういうお話だけをクローズアップされて聞いてきたわけです。それをやると、こっちの財布の実際幾らあるのかわからないという状況下でやるのがちょっと苦しいというようなお話であったかと思いません。

だったら、単費部分、今回100万円補正してありますけれども、小規模農地、これは大体本当は査定から外れた方を対象にしていたわけです。その分の解釈を変えていかれるというふうな検討をするということと、額もちよつと、あれ1件大体5万円だったですもんね、上限額が。非常に小さいと。逆に土羽を打つだけで、今回、長いところは延長100mぐらいあって、畦畔のり長も四、五mあるといったことで、非常に数量も多うございます。そういったことで、この補正額がそういった対応で今回また新たにふえるということになれば喜ばしいことですので、荒廃農地を、とりあえずどれだけ出るかわかりませんが、なるべく最小限度にとどめるように村としても優しい対応をしていただきたいと思います。よろしくご検討をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 国会の議員方に聞けば、またそれぞれの大臣の方々に聞けば、何でも見るよと安倍総理が言っておるから全然やりなさいというお話でございますけれども、我々は、まだまだどれだけ来るのか、来ると言われても本当に来るのかなかなかわからないと、交付税あたりはなかなか見えてきませんので、そこらあたりをむやみやたらにしても最終的には自分の首を絞めるということになり得ることも考えられます。そこらあたりは慎重にやっつけていかなきゃならないというふうに思います。

よそのことを言うわけではございませんけれども、それぞれの自治体も、もう財調は使い果たしたというような自治体もお話を聞きます。その点、私どもはまだまだ10億ちかくは残っておりますので、そういったところで、小出しではございませんけれども、少しずつそれを食いながらやっつけていかなきゃならないということでございます。

本当に農家の方々、大変厳しいところがあると思います。やはり遊休農地がふえて荒廃をするということだけは避けなきゃならないというふうに思います。それでなくても、今までも農業離れがございました。これに農業離れが加速しないかと。農業離れが加速すれば農地も自然として荒れてくると。この災害でそれが加速しないか、そこが一番心配しております。そういったことで、そういった農地を守るためにも、できるだけ村としては何かの形で援助しなければならぬだろうなというふうに思っております。それも懐ぐあいを計算しながら進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時20分）

（午後 1時17分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、議案第44号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○住民課長（佐藤光弘君）議案第44号につきましてご説明いたします。

議案第44号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,026万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,699万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金に657万9,000円の増額補正でございます。これは、平成27年度退職者医療交付金確定に伴う不足額交付による増額でございます。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金に、平成27年度決算に伴います繰越金2,330万6,000円の増額補正でございます。

7ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者療養給付費の568万9,000円の財源組み替え補正をいたしております。これは、歳入に療養給付費等交付金が交付されたために、この交付金をその他の財源として一般財源

から組み替えたものでございます。

目3 一般被保険者療養費、節19負担金、補助及び交付金、これに100万円の増額補正をしております。これは、熊本地震の一部負担金免除に伴い医療費還付金の発生を見込み、計上しております。

目4 退職被保険者療養費、節19負担金、補助及び交付金、これに50万円の増額補正をしております。これも、熊本地震の一部負担金免除に伴い医療費還付金の発生を見込み計上しております。

款2 保険給付費、項2 高額療養費、目2 退職被保険者療養給付費の74万2,000円の財源組替補正をいたしております。これも、歳入に療養給付費等交付金が交付されたために、この交付金をその他の財源として一般財源から組み替えたものでございます。

款8 保健事業費、項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費から42万2,000円の減額補正をしております。これは、非常勤職員の報酬を一般会計の熊本地震災害救助費に予算化したための減額補正です。

8ページをお願いいたします。

予備費に2,894万2,000円の増額補正をいたしております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

国民健康保険が税の軽減や免除のほうになっております。村民の方々に對してはありがたい内容であります。村としては、もともと厳しかったのがさらに厳しくなると考えられます。また、震災後に病院に通われた方も多くなっておりますし、医療費の免除のほうもありまして、またそれが伸びてもおります。

そこで、税が免除された金額、大まかにでよろしいんですけども、罹災証明等はまだ終わっておりませんが、大体幾らぐらいになるかというのが一つと、また、その減額された金額に対して国からの対応というのはどういふふうになるのかをお答え願えます。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（堀田直孝君）お答えいたします。

先ほど、専決で税の減額ということで出させていただきました。その中で4項目ありましたけれども、一つが主たる生計者が死亡、重篤、この世帯はございません、うちの場合は、それと生計維持者が行方不明の場合、これも全額ですけれども、これもまだ該当はありません。あとは、主たる生計維持者の事業減収ということになります。これについては申請減免ということになります。

最後になりました居住する住宅に損害を受けた場合、これが罹災証明に伴いまして、全壊が全部ということと大規模半壊、半壊が2分の1ということになります。現在、これがもう決定減免という形になりますが、この決定減免をした金額が今回7,700万円ほどに上がっております。7,700万円ということで、先ほど専決したというのが国の基準指針のとおりすれば交付税措置ということで言いましたが、これは特別調整交付金という形で8割の補填があるということでございます。

それと、先ほどの医療費、これ、震災、災害を受けた人が今現在全額無料ということで診療を受けられておりますが、これについても同じ補助率で特別調整交付金ということで補填されるということでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

じゃ、7,700万円に対しては8割の補助が国から来るということは、あと2割というのは村が出すということになるんですよね。あとの医療費の免除のほうは、割合とかはどうなりますか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（堀田直孝君）割合は一緒でございます。

○1番議員（坂本隆文君）8割。

○税務課長（堀田直孝君）はい。

○議長（坂梨公介君）坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）8割ということは、やはり村のほうは2割負担するということになると思いますけれども、この2割のほうは村が負担するということで村長、よろしいんですか。それとも、また国に対してどうにかならないかということをお願いするのでしょうか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（佐藤光弘君）これは確定ではないので、議場を出していいかどうかちょっと担当からもためらったんですけれども、今、10割という話が出てきて、その決定通知書が来ていないので余り表には出さないでくださいというふうな形になっておりますけれども、そういう方向に向かいつつあるということだけ報告させていただきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第44号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第45号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○住民課長（佐藤光弘君）議案第45号につきまして説明いたします。

議案第45号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,593万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,595万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきまして説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目5地域介護・福祉空間整備等交付金に92万7,000円の増額補正でございます。これは、介護ロボット等導入支援事業特例交付金です。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1純繰越金に3,501万円の増額補正をいたしております。こちらは、平成27年度決算に伴います繰越金の増額補正でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節19負担金、補助及び交付金に92万7,000円の増額補正をいたしております。これは、介護サービス事業者に対し、介護ロボット等導入支援事業特例交付金を交付するための増額補正でございます。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定審査費に66万8,000円の増額補正をいたしております。これは、熊本地震により新規の介護認定が増加しており、これに伴う更新申請の今後の増加が見込まれるため、認定調査員を1名増員して対応したく、増額補正を計上させていただきました。

8ページをお願いいたします。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金、節23償還金、利子及び割引料に472万7,000円を増額補正いたしております。これは、平成27年度介護給付費・地域支援事業費の実績における差額返還金でございます。

款4諸支出金、項2繰出金、目1繰出金でございます。こちらに146万2,000円を増額補正いたしております。こちらは、平成27年度介護給付費等の精算に伴い、一般会計への繰出金の差額返還分でございます。

あとは、予備費に2,766万3,000円を増額補正をしております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第45号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第46号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○住民課長（佐藤光弘君）議案第46号につきましてご説明いたします。

議案第46号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,014万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、こちらは平成27年度決算に伴います繰越金の313万5,000円の増額補正でございます。

7 ページをお開きください。

歳出予算でございます。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金に10万円の増額補正です。これは、過年度分保険料更正による保険料の還付が見込まれるためです。

款 4 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金に12万8,000円の増額補正をいたしております。こちらは、平成27年度後期高齢者医療特別会計事務費の精算に伴います一般会計への繰出金でございます。

あとは、予備費に290万7,000円の増額補正をいたしております。

以上でございます。審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第46号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第47号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第47号について説明いたします。

議案第47号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ368万円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,851万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

歳入予算でございます。

款1水道事業収益、項2営業収益、目1給水収益、節1水道使用料を1,000万円の減額補正をいたしております。これは、熊本地震によります断水及び飲用不可給水によります水道料を4、5月の1期分免除のための減額補正でございます。

項2営業外収益、節1他会計補助金79万円の増額につきましては、県道堂園小森線道路改良に伴います東光石油横の防火水槽撤去による補償費23万1,000円の消防費からの繰り入れに伴う増額補正で、南利クレーン前の防火水槽分の繰り入れとして当初予算で129万3,000円を見込んでおりましたので、その差額を増額補正するものです。

款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金553万円の増額補正につきましては、平成27年度決算確定による増額補正でございます。

7ページをお願いします。

歳出につきましては、款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費565万5,000円の減額補正、内訳といたしましては、節11需要費に地震によります水道メーター異常に伴う交換、異動に伴う新規メーターの購入、地震によります漏水修繕、異動時の閉栓キャップ等の資材購入のための増額補正、節15工事請負費の700万円の減額補正につきましては、県道堂園小森線水道管布設工事につきまして、熊本地震による事業規模縮小のため、県道北側の水道管布設がえを当初は県の工事に合わせ新しい歩道へ布設がえを行う予定でしたが、今回、残地部分とはなりますが、工事を取りやめ地震復旧費に充てるため、減額補正するものでございます。南側につきましては、予定どおり布設がえを行い、消火栓を設置する予定でございます。

項3予備費、目1予備費に197万5,000円の増額補正を行っております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）産業課長、歳入に関係して歳入の説明に疑問を持ちましたので、詳細を教えてください。

当初で129万3,000円計上していたということが補助金で、これが一般会計の繰出金、他会計からの繰出金で一般会計から入れて当初やっておったと思

いますけれども、今回23万1,000円の繰り出しをしております。他会計の補助金ということで、繰入金が79万円になっておる根拠がちょっと説明で今わかりませんでしたので、もう一回よろございますか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）申しわけありません、説明不足だったかと思いますが、県道堂園小森線の防火水槽の撤去に伴いまして、南利クレーン前の分がまだ確定しておりませんで、当初予算でこちらの見込みとして129万3,000円を組んでいたところでございますが、総務のほうで6月議会において南利クレーン前が185万3,000円ということで確定をいたしましたので、今回、先ほども言いましたように、東光石油横の部分が23万1,000円ということになりましたものですから、合わせて208万4,000円になるんですけれども、当初予算で129万3,000円しかとっておりませんでしたので、その差額の79万円の増額補正ということでございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにもございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第47号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

日程第13、同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、同意第3号についてご説明いたします。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成28年8月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、丹波篤。

生年月日、昭和23年8月15日生まれ。

住所、西原村大字小森3165番地。

提案理由。

任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるためでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第14、発議第7号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、宮田勝則君に求めます。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 説明）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

発議第7号につきましては、朗読をもちまして説明いたします。

発議第7号。

平成28年8月22日、西原村議会議長坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、宮田勝則。

賛成者、同、山下一義、西口義充。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由でございますけれども、西原村議会議員の定数削減に伴い、地方自治法第109条第1項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

あけてもらいまして、条例の一部を改正する内容でございます。

西原村議会委員会条例の一部改正する条例。

西原村議会委員会条例（昭和35年西原村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「5人」を「4人」に改める。

附則。

この条例は、平成28年9月25日から施行する。

新旧対照表をごらんください。

改正前ということで、今現在です。総務委員会の常任委員会定数が6名、産業教育常任委員会の定数が5名になっております。この定数が9月25日、今度の改選後より、総務福祉常任委員会委員の定数を6名、産業教育常任委員会の定数を4名とするものです。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま提出者より内容の説明がございましたが、これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第7号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

日程第15、組合議会報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

9番、宮田議員。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 報告）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の定例会が8月9日10時より行われました。その報告を申し上げます。

議案といたしましては、平成28年度の一般会計補正予算（第1号）といたしまして、これは専決の第1号として専決処分されております。

内容につきましては、今回の地震におきましてクリーンセンター自体操業できない状態が約2カ月ほど続きました。その中で処分を委託しております。その関係の専決処分でございます。

専決の第1号として、歳入関係、補正額といたしまして分担金、負担金、これが2億6,102万1,000円、歳入で補正しております。

繰入金、基金繰入金が3,000万円、国庫支出金関係、国庫補助金で1億8,824万4,000円、それと起債を起しております。組合債といたしまして1

億8,820万円、合計6億6,746万5,000円を起こしております。

歳出におきまして、衛生費が主でございます。衛生費に6億3,646万8,000円起こしております。内容的には、負担金に関しまして、西原村の負担金、これが特別負担で一般会計で出ていたと思います。5,152万6,000円が当村が負担する金額でございます。

歳出におきましては、衛生費の中のごみ処理費といたしまして、これの委託料関係が2億5,105万6,000円、需用費といたしまして、これは修繕費です。3億7,648万8,000円、これが主なものになります。あと、仮置き場の整地代でありましたり仮置き場の機械の賃借料ということで、560万円ほど補正で行っております。

予備費に関しましては3,000万円補正をいたしております。

次に、予算関係で一般会計の決算の認定を行っております。

平成27年度の一般会計でございますけれども、歳入総額、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収納未済額の順序で報告いたします。

歳入、予算現額5億8,719万7,000円、調定額5億9,476万9,297円、収入済額、同額でございます。不納欠損額0、収入未済額0、予算現額との収入済額との比較ということであります。757万2,297円です。

歳出におきましては、歳出総額、予算現額は5億8,719万7,000円、支出済額5億7,495万3,717円、翌年度に繰越額は0です。不用額1,224万3,283円、予算現額と支出済額との比較は、不用額と同額の1,224万3,283円になります。

歳入歳出差引残額は1,981万5,580円となる決算でございます。

本村の平成27年度の負担額でございますけれども、西原村が7,661万4,000円、これを負担しております。

あと、今回、クリーンセンターの現状でございますが、定例会の中でお話を少しさせていただきましても、やはり今回の地震で相当が壊れたということでもあります。専決処分ということで認定いたしましたけれども、早期に回復しなければいけないということと、今回、契約書なしで3億幾らの委託事業として開始しておりますので、その辺の事務手続のことを事務局とちょっとお話をしております。契約書がない状態で3億円ぐらいの工事を先にさせておるということでもありますけれども、今回の場合は仕方がないことであるけれども、今後こういうことがあってはならない。非常時に関しましてはやはり災害時の協定書を結んでおくようにということで、議会側からは事務局側に改正を求めたところです。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。
ほかにございませんか。

(「なし」の声)

○議長(坂梨公介君) ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第16、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

5番、上野議員。

(5番議員 上野正博君 登壇 報告)

○5番議員(上野正博君) 5番議員、上野です。

このたびの熊本地震で、本村において5名のとうとい命が失われまして、心よりお悔やみ申し上げます。

被災後、早急に西原村復興対策特別委員会を設置いたしました。

西原村復興対策特別委員会報告。

情報報告会を7回ほど行っております。その後、復興対策特別委員会を設置いたしまして、6月29日に熊本地震に伴う西原村地震災害に関する県への緊急要望活動を行いました。県への要望に行きました。

7月7日、西原村復興対策特別委員会の会議を行いました。

7月18日、西原村復興対策特別委員会の会議を行いました。

なお、7月25、26日に、熊本地震による被災支援要望のため、議員9名で政府関係諸省に陳情に参りました。総務省に6件、国土交通省に4件、農林水産省に2件、経済産業省に2件、文部科学省に1件の陳情を行いました。

26日に、議員会館において総務大臣政務次官興水恵一氏他2名の方と懇談会を行い、復興支援を強くお願いしてまいりました。各議員に項目を振り分け、質問及び説明を行いました。農林水産省では森山大臣が対応されまして、前向きな答えが返ってまいりました。

今回、坂本代議士、松村代議士、馬場代議士の議員方が朝10時から夕方5時まで1日同行していただきました。

以上、委員会の報告を終わります。

○議長(坂梨公介君) ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(坂梨公介君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

(「なし」の声)

○議長(坂梨公介君) ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第17、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由などについては記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について、承認してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、これをもって平成28年第3回西原村議会定例会を閉会します。

午後 2時06分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

5 番議員 上 野 正 博

6 番議員 山 下 一 義